

建築士制度小委員会（第1回）議事次第

日時：平成19年4月18日（水）
15：30～17：30
場所：国土交通省4階特別会議室

1. 開会

2. 挨拶

3. 委員紹介

4. 議事

- (1) 小委員会における主な検討事項、検討スケジュールについて
- (2) 建築士試験受験資格見直しに関する審議会の指摘、法改正の内容と主な論点について
- (3) 講習制度の創設に関する審議会の指摘、法改正の内容と主な論点について
- (4) 各委員からのプレゼンテーション
- (5) その他

5. 閉会

<配付資料>

資料1	建築士制度小委員会の設置について
資料2	建築士制度小委員会委員名簿
資料3	建築士制度小委員会、業務報酬基準・工事監理小委員会における主な検討事項について
資料4	建築士制度小委員会のスケジュール（案）
資料5	社会資本整備審議会答申（抜粋）（建築士制度部分）
資料6	建築士法改正の抜粋
資料7	検討に際しての主な論点
資料8	建築設備技術者の資格（牧村委員作成資料）
資料9	建築学会の教育改革（服部委員作成資料）
参考資料1	構造計算書偽装問題等で明らかとなった課題とそれに対する対応
参考資料2	「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」について
参考資料3	「建築士法等の一部を改正する法律」について
参考資料4	「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案」について
参考資料5	他の資格制度における指定科目の例
参考資料6	建築士法第14条第4項に基づく学校認定における運用基準
参考資料7	一級建築士試験における現在の実務経験要件
参考資料8	他の登録講習制度の例

建築士制度小委員会の設置について

1. 目的

平成18年8月31日に取りまとめ頂いた社会資本整備審議会答申（「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」）に基づき、第165回臨時国会に提出され、成立した「建築士法等の一部を改正する法律」は、平成18年12月20日に公布され、原則2年以内の施行とされている。

建築士制度に対する国民の信頼を回復させるためには、この改正建築士法の施行に万全を期す必要がある。このため、政省令等に規定される事項を含む具体的な制度設計について、基本制度部会で引き続き議論を行うこととし、そのための専門的な検討を行うため、「建築士制度小委員会」を設置する。

2. 主な検討事項

- ・ 建築士試験の受験資格（学歴要件、実務経験要件）について
- ・ 建築士が受講する講習（定期講習、管理建築士講習、構造／設備設計一級建築士講習）について

3. スケジュール

平成19年12月を目途に基本制度部会に対して検討内容の報告を行う。

建築士制度小委員会委員名簿

小委員長 村上 周三 慶應義塾大学教授

青木 宏之 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長代行

金子 敏夫 東京都都市整備局市街地建築部長

木原 碩美 (社) 日本建築構造技術者協会副会長

久保 哲夫 東京大学大学院教授

河野 進 (社) 日本建築家協会元副会長

笹田 巳由 全国建設労働組合総連合住宅対策部長

戸田 晴久 大阪府住宅まちづくり部長

服部 岑生 (社) 日本建築学会 建築教育認定事業委員会委員長

藤本 昌也 (社) 日本建築士会連合会副会長

牧村 功 (社) 建築設備技術者協会会長

町井 充 (社) 建築業協会生産委員会設計専門部会委員

三栖 邦博 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長

野城 智也 東京大学教授

建築士制度小委員会、業務報酬基準・工事監理小委員会における主な検討事項について

《建築士制度小委員会》

- 建築士試験見直し
 - ・ 受験資格（学歴要件、実務経験要件）の見直し
 - ・ 専門能力を有する技術者の受験資格見直し
- （注）試験内容（学科試験及び設計製図試験）の見直しは中央建築士審査会で行う。

- 講習制度の創設（定期講習、構造／設備設計一級建築士講習 等）
 - ・ 講義内容（時間、テキスト 等）
 - ・ 修了考查の具体的方法
 - ・ 同等認定（構造／設備設計一級建築士）のあり方

《業務報酬基準・工事監理小委員会》

- 業務報酬基準（告示1206号）の見直し
- 工事監理の適正化等（工事監理報告書様式の充実、工事監理のガイドライン 等）
- 建築士事務所が加入する設計賠償責任保険の充実

建築士制度小委員会のスケジュール（案）

4月18日（水）午後

○ 第1回小委員会の開催

：検討事項、検討スケジュールの確認、委員からの論点のプレゼンテーション 等

5月

○ 第2回小委員会の開催（受験資格に関して集中的に討議）

：基本的枠組みの整理、委員からの受験資格に関する論点のプレゼンテーション 等

6月

7月

○ 第3回小委員会の開催（講習制度に関して集中的に討議）

：基本的枠組みの整理、委員からの講習制度に関する論点のプレゼンテーション 等

8月

9月

○ 第4回小委員会の開催（受験資格に関して集中的に討議）

：（未定）

10月

11月

○ 第5回小委員会の開催（講習制度に関して集中的に討議）

：（未定）

12月

○ 第6回小委員会の開催

：（最終とりまとめの予定）

社会資本整備審議会答申（抜粋）（建築士制度部分）

4. 建築物の安全性確保のために講ずべき施策

（１）建築士制度の抜本的な見直し

① 建築士に求められる資質、能力の確保等

適切な設計及び工事監理の業務を遂行できるだけの建築士の資質、能力の確保等を図るため、次の対策を講じる必要がある。

ア. 新たに建築士になる者の資質、能力の確保

近年、構造計算や構造設計、設備設計の業務内容が高度化してきており、一級建築士については、こうした専門別の業務を理解して、指示し、チェックできるだけの能力が必要となってきた。また、構造及び設備の専門能力を有する一級建築士を育成し、そうした人材を確保することも必要となってきた。したがって、これからの一級建築士の資格付与は、こうした能力を獲得できる実務経験とその能力を確認するための試験によって厳格に判定することとすべきである。

現在、建築士試験の受験資格は、建築又は土木に関する正規の課程を卒業していること及び建築に関する一定期間以上の実務経験を有していることを基本的な要件としている。実務経験については幅広に認められており、大学院における研究期間等設計業務や工事監理業務の経験がない場合であっても受験資格が認められ、試験に合格すれば建築士として、設計業務等を行うことが可能となっている。

建築士の信頼を損なう事案の発生を踏まえ、建築士に本来期待されている設計及び工事監理に必要な能力を的確に検証した上で資格が付与されるよう、次のような措置を講ずべきである。

- ・ 受験資格である学歴要件については、受験希望者が、所定の学科を卒業しているかどうかではなく、建築士となるのに必要な知識等を修得可能な科目を履修しているか否かにより、判断すること。
- ・ 受験資格である実務経験については、原則として建築士の独占業務である設計及び工事監理の業務に関するものとし、建築士事務所の管理建築士等に証明させることとする。
- ・ これらの見直しの一貫として、専門能力を有する技術者の受験資格についても適切に見直しを行うこと。
- ・ さらに、構造及び設備等の専門分野の設計の重要性が増すなど高度化・専門分化する建築設計に対応するため、試験内容についても適切に見直しを行うこと。

イ. 既存建築士の資質、能力の向上

現在、建築士となっている者については、建築士法第22条第1項で「設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない」とされているものの、昨今発生している事案を踏まえると当該努力義務規定では不十分であり、国民の生命、財産を守るために、必要な能力が維持向上されるよう具体的な措置が講じられる必要がある。

このため、建築士事務所に所属し、業に携わる建築士については、一定期間ごとの講習の受講を義務付けることとし、講習及び受講効果を確認するための修了考査の実施により、資格取得後の新たな建築技術への対応や建築基準法令等の改正への対応等必要な能力の維持向上が図られるよう措置すべきである。

② 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

建築設計が高度化・専門分化している実態を踏まえ、構造設計及び設備設計の適正化を図るため、次の措置を講ずべきである。

- ・一定規模以上の建築物等については、構造設計又は設備設計について高度な知識及び技能を有する一級建築士（特定構造建築士（仮称）、特定設備建築士（仮称））による構造又は設備に関する設計図書を作成又は法適合性証明を義務付けること。

- ・上記措置が確実に実施されるよう、建築確認申請時に、特定構造建築士又は特定設備建築士が自ら設計図書を作成した場合にはそれぞれ特定構造建築士又は特定設備建築士である旨を証する書類を、それ以外の場合には法適合性を証明した図書を確認申請書に添付しなければならないこととする。

- ・特定構造建築士又は特定設備建築士は、それぞれ構造設計図書又は設備設計図書の作成に関し一定以上の実務経験を有し、かつ、所定の講習を修了した者又はこれと同等と認められる者とする。

③ 建築士事務所の業務の適正化

建築設計の分業体制が常態化していることも踏まえつつ、業務の適正化を図るため、次の措置を講ずべきである。

- ・建築士事務所を管理する管理建築士について、一定の実務経験等の要件を付加するなど、その能力の向上を図ること。

○学歴要件、実務経験

改	(一級建築士試験の受験資格) 第十四条 一級建築士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、<u>国土交通大臣の指定する建築に関する実科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築に関する実務として国土交通省令で定めるもの（以下「建築実務」という。）の経験を二年以上有する者</u> 二 <u>学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う課程を修めて卒業した者を除く。）であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者</u> 三 <u>学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を四年以上有する者（前号に掲げる者を除く。）</u> 四 <u>一級建築士として設計その他の国土交通省令で定める実務の経験を四年以上有する者</u>
現	(一級建築士試験の受験資格) 第十四条 一級建築士試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、<u>正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者</u> 二 <u>学校教育法による短期大学において、正規の建築又は土木に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者</u> 三 <u>前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者</u> 三 <u>二級建築士として四年以上の実務の経験を有する者</u>

建築士法等の一部を改正する法律(法律第一一四号)(抄)
建築士制度関連部分 新旧対照表(傍線部分は改正部分)

五| 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

(二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格)
第十五条 二級建築士試験及び木造建築士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者

二 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者

三 都道府県知事が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

四 建築実務の経験を七年以上有する者

四| 国土交通大臣が前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

(二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格)
第十五条 二級建築士試験及び木造建築士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において、正規の建築に関する土木に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者

三 都道府県知事が前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

四 建築に関して七年以上の実務の経験を有する者

改	第二十二条の二 (定期講習) 次の各号に掲げる建築士は、三年以上五年以内に おいて国土交通省令で定める期間ごとに、次条第一項の規定及び 同条第二項において準用する第十條の二十三から第十條の二十五 までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者 (次条において「登録講習機関」という。)が行う当該各号に定 める講習を受けなければならない。		正	別表第二(第二十二條の二、第二十二條の三関係) 別表第二(第二十二條の二、第二十二條の三関係) 一 一級建築士(第二十三條第一項の建築士事務所に属するもの に限る。) 別表第二(一)の項講習の欄に掲げる講習 二 二級建築士(第二十三條第一項の建築士事務所に属するもの に限る。) 別表第二(二)の項講習の欄に掲げる講習 三 木造建築士(第二十三條第一項の建築士事務所に属するもの に限る。) 別表第二(三)の項講習の欄に掲げる講習 四 構造設計一級建築士 別表第二(四)の項講習の欄に掲げる講習 五 設備設計一級建築士 別表第二(五)の項講習の欄に掲げる講習	
	(新設)			(新設)	
現			行		

講習科目	一級建築士の建築物の建築に関する法令に関する科目	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者	(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 設計及び
講習科目	一級建築士の建築物の建築に関する法令に関する科目	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者	(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 設計及び
講習科目	一級建築士の建築物の建築に関する法令に関する科目	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者	(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 設計及び

	(二)	二級建築士 定期講習	イ 建築物の建築に関する法令に関する科目 (2) あり、又はこれらの職にあつた者する教授若しくは准教授の職に担当 (1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者及び経験有する者	ロ 建築物(第三条に規定する建築物を除く。)の設計及び工事監理に関する科目 (2) あり、又はこれらの職にあつた者する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者及び経験有する者	イ 木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 (2) あり、又はこれらの職にあつた者する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者及び経験有する者	ロ 木造の建築物(第三條及び第三條の二に規定する建築物)	(三)	
	(二)	二級建築士 定期講習	イ 建築物の建築に関する法令に関する科目 (2) あり、又はこれらの職にあつた者する教授若しくは准教授の職に担当 (1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者及び経験有する者	ロ 建築物(第三条に規定する建築物を除く。)の設計及び工事監理に関する科目 (2) あり、又はこれらの職にあつた者する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者及び経験有する者	イ 木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 (2) あり、又はこれらの職にあつた者する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者及び経験有する者	ロ 木造の建築物(第三條及び第三條の二に規定する建築物)	(三)	

(四)		(五)	
物の除く。 の設計及び工事監理に関する科目	構造設計一級	設備設計一級	設備設計一級
	規定に関する科目 (1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	規定に関する科目 (1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	規定に関する科目 (1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
目に関する科目	構造設計	目に関する科目	目に関する科目
	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

○構造設計一級建築士、設備設計一級建築士

改	(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等) 第十條の二 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の交付を申請することができる。 一 一級建築士として五年以上構造設計の業務に従事した後、第十條の二十一から第十條の二十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下この章において「登録講習機関」という。）が行う講習（別表第一（一）の項講習の欄に掲げる講習に限る。）の課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士 二 国土交通大臣が、構造設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士 2 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、設備設計一級建築士証の交付を申請することができる。 一 一級建築士として五年以上設備設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習（別表第一（一）の項講習の欄に掲げる講習に限る。）の課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士 二 国土交通大臣が、設備設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士 3 国土交通大臣は、前二項の規定による構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付の申請があつたときは、遅滞なく、その交付をしなければならない。 4 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受け、た一級建築士（以下それぞれ「構造設計一級建築士」又は「設備設計一級建築士」という。）は、第九條第一項又は前條第一項の
現	(新設)
行	

構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする一級建築士は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

表第一（第十条の一、第十条の二、第十条の三、第十条の四、第十条の五、第十条の六、第十条の七、第十条の八、第十条の九、第十条の十、第十条の十一、第十条の十二、第十条の十三、第十条の十四、第十条の十五、第十条の十六、第十条の十七、第十条の十八、第十条の十九、第十条の二十、第十条の二十一、第十条の二十二、第十条の二十三、第十条の二十四関係）

講 習	構造設計一 級建築士講 習	(一)	設備設計一 級建築士講 習	(二)
科目	(1) 学校教育法による大学（以下「大学」という。）において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	イ 構造関係 規定に関する科目 ロ 建築物の構造に関する科目	イ 設備関係 規定に関する科目 ロ 建築設備に関する科目	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
講師	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

(新設)

目	
り、又はこれらの職にあつた者	(2)
(1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	

改	正	(建築士事務所の管理) 第二十四条 (略) 2 前項の規定により置かれる建築士事務所を管理する建築士(以下「管理建築士」という。)は、建築士として三年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、第二十六条の五の第一項の規定及び同条第二項において準用する第十条の二十三から第十條の二十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(以下この章において「登録講習機関」という。)が行う別表第三講習の欄に掲げる講習の課程を修了した建築士でなければならない。 3 管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとする。	別表第三(第二十四条、第二十六条の五関係) <table><tr><td>講習</td><td>管理建築士講習</td></tr><tr><td>科目</td><td>イ この法律 その他関係 法令に関する 科目</td></tr><tr><td>講師</td><td>(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</td></tr></table>	講習	管理建築士講習	科目	イ この法律 その他関係 法令に関する 科目	講師	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
講習	管理建築士講習								
科目	イ この法律 その他関係 法令に関する 科目								
講師	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者								
現	行	(建築士事務所の管理) 第二十四条 (略) (新設) 2 前項の建築士事務所を管理する建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとする。 (新設)							

	ロ 建築物の品質確保に関する科目
(1) 管理建築士として三年以上の実務の経験を有する管理建築士 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	

改	（構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習の講習機関の登録） 第十條の二十一 第十條の二第一項第一号の登録（第十一条を除き、以下この章において単に「登録」という。）は、別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これらの講習の実施に関する事務（以下この章において「講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行ふ。 （欠格条項） 第十條の二十三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。 一 未成年者 二 成年被後見人又は被保佐人 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 五 第十條の三十六第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者 六 法人であつて、その役員のうち以前各号のいずれかに該当する者があるもの （登録基準等） 第十條の二十四 国土交通大臣は、登録の申請をした者（第二号において「登録申請者」という。）が次に掲げる基準のすべてに適
現	（新設）
行	（新設）

合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分に応じ、当該各項の科目の欄に掲げる科目について、それぞれ当該各項の講師の欄に掲げる者のいずれかに該当する者が講師として従事する講習事務を行うものであること。

二 登録申請者が、業として、設計、工事監理、建築物の販売若しくはその代理若しくは媒介又は建築物の建築工事の請負を行う者（以下この号において「建築関連事業者」という。）でなく、かつ、建築関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建築関連事業者がその総株主（株主総会において決議をすることができ事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の過半数を有するものであること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める建築関連事業者又はその役員若しくは職員（過去二年間に建築関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、建築関連事業者の役員又は職員（過去二年間に建築関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

三 債務超過の状態にないこと。

2 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録の区分
 四 登録講習機関が講習事務を行う事務所の所在地
 五 前各号に掲げるもののほか、登録講習機関に関する事項で国土交通省令で定めるもの

(登録の公示等)

第十條の二十五 国土交通大臣は、登録をしたときは、前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

2 登録講習機関は、前条第二項第二号、第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の更新)

第十條の二十六 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
 2 第十條の二十二から第十條の二十四までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

(承継)

第十條の二十七 登録講習機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録講習機関について相続、合併若しくは分割（当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下の項において同じ。）合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは

(新設)

(新設)

(新設)

分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録講習機関の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第十条の二十三名号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により登録講習機関の地位を承継した者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(講習事務の実施に係る義務)

第十条の二十八 登録講習機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

(講習事務規程)

第十条の二十九 登録講習機関は、講習事務に関する規程（以下この章において「講習事務規程」という。）を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 講習事務規程には、講習事務の実施の方法、講習事務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十条の三十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされ

(新設)

(新設)

(新設)

ている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

第十条の三十一 登録講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、講習事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(適合命令)

第十条の三十二 国土交通大臣は、登録講習機関が第十条の二十四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十条の三十三 国土交通大臣は、登録講習機関が第十条の二十八

(新設)

(新設)

(新設)

の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の事務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告、検査等)

第十條の三十四 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録講習機関に対し講習事務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、講習事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第十條の十三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(講習事務の休廃止等)

第十條の三十五 登録講習機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により講習事務の全部を廃止しようとする届出があつたときは、当該届出に係る登録は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第十條の三十六 国土交通大臣は、登録講習機関が第十條の二十三各号（第一号及び第五号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当す

(新設)

(新設)

(新設)

るときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十條の二十五第二項、第十條の二十七第二項、第十條の三十第一項、第十條の三十一又は前條第一項の規定に違反したとき。

二 第十條の二十九第一項の規定による届出のあつた講習事務規程によらないで講習事務を行つたとき。

三 正当な理由がないのに第十條の三十第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第十條の三十二又は第十條の三十三の規定による命令に違反したとき。

五 講習事務に関し著しく不適當な行爲をしたとき、又はその事務に従事する者若しくは法人にあつてはその役員が、講習事務に関し著しく不適當な行爲をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による講習事務の実施)

第十條の三十七 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときその他必要があると認めるときは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録を受ける者がいないとき。

二 第十條の三十五第一項の規定による講習事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前條第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録講習機関が天災その他の事由により講習事務の全部又は

(新設)

2 国土交通大臣は、前項の規定により講習事務を行い、又は同項の規定により行っている講習事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。	3 国土交通大臣が第一項の規定により講習事務を行うこととした場合における講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。	(手数料) 第十條の三十八 前条第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。
(新設)		

検討に際しての主な論点

《受験資格の見直し（学歴要件）》

- 「国土交通大臣の指定する建築に関する科目」の基準（科目、単位数（必修、選択必修の別））はどういったものとするべきか。
- 大学等における各々の科目が基準に該当するかの確認の方法はどうすべきか。
- 受験時に、各々の受験生が基準に該当した科目を履修しているかどうかの確認の方法はどうすべきか。

《受験資格の見直し（実務経験要件）》

- 設計・工事監理業務以外に、建築士に本来期待されている設計・工事監理に必要な能力を得ることができるとして、どういった実務経験を認めるべきか。
- 実務経験の確認の方法（第三者の証明等）はどうすべきか。

（注）専門能力を有する技術者の受験資格については、受験資格見直しの議論がまとまった後に検討を行う予定。

《講習・修了考査》

- 建築士の資質・能力の向上、構造設計・設備設計の適正化等に対応するために、厳格な修了考査を実施するなど講習の水準を適切に確保するためには、どのような仕組みとすべきか。
 - ・ 講習時間
 - ・ 講習内容、講習教材
 - ・ 修了考査の内容、修了考査が不合格となった場合の措置
 - ・ その他講習の水準を確保するための方策
- 構造／設備設計一級建築士講習に関し、構造設計、設備設計の実務経験の基準はどうすべきか。また、管理建築士講習に関する実務経験の基準はどうすべきか。さらに、その確認方法はどうすべきか。

（注）構造設計一級建築士等の同等認定のあり方については、講習・修了考査制度の議論がまとまった後に検討を行う予定。

2. 建築専門資格者の継続職能開発(CPD)

(社)建築設備技術者協会の継続職能開発制度

[JABMEE CPD概要] (2003年4月より運用)

1. APECエッジニア制度をはじめ国際的な技術交流が進む中で、建築設備技術者が高度な専門的能力をもって社会的な責務を全うし、国際的にも高い評価を得るため、必要な能力開発を継続的に進めることは必須であり、この能力開発のプログラムを提供し、その実績を評価、認定するシステムを構築する。
2. CPDの建築設備士の専門領域認定コース
建築設備士は、建築設備全般に関するゼネカリストであるが、専門分化という社会情勢に応じて、建築設備士にもそれぞれのスペシャリストとしての専門領域を明示するよう社会的に求められている。
このため、建築設備士の資格を取得した後、総合講習を含む所定のCPD実績により、専門領域に長けた建築設備士を認定し、JABMEE SENIORの称号を与える。建築設備士登録者であり、かつ正会員を対象とする。

建築設備技術者協会 6

総合講習の概要

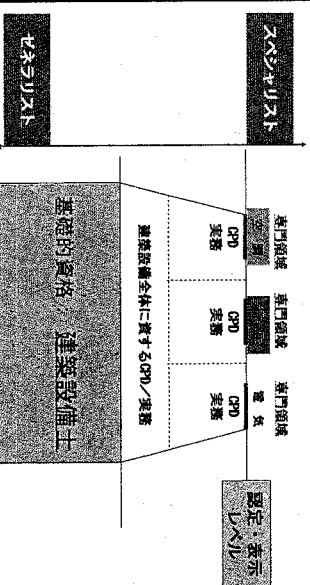
建築設備に関する技術水準の向上および法令改正に対応するために、必要な知識および技能を習得し、合わせて技術者倫理観の向上を目的とする。

[総合講習の内容]

- ・ 技術者倫理
- ・ 建築設備の新技術(建築設備共通事項、空調調和設備、給排水衛生設備、電気設備、防災設備)
- ・ 建築設備関連法規(建築基準法、ハートビル法、省エネ法、大気汚染防止法、水道法、電気事業法、ガス事業法、等)
- ・ 建築設備に関する事故例とその対策
- ・ 技術小論文

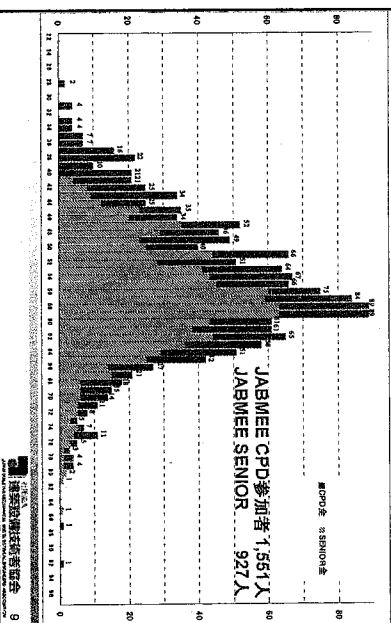
建築設備技術者協会 7

「専門領域の認定・表示制度」



建築設備技術者協会 8

JABMEE CPD参加者とJABMEE SENIOR認定者の年齢別人員構成図(2007年2月末時点)



建築設備技術者協会 9

総合設計事務所の所員構成

総合設計事務所12社(規模109~979人)の設計監理要員(2005.4.1時点)

意匠(1,982人)、設備(空調・衛生(394人)、電気(303人))1、構造(391人) の設計部門(3,070人)	計	3,507人
及び 積算(106人)、監理部門(331人)		
(公的資格取得者80~80%)		
建築設計・監理業務に必要な人員構成(提案)		
意匠 56.51%	設備(空調・衛生、電気) 11.23	構造 8.64
6.0万人	1.2万人	0.9万人
	0.9万人	1.2万人
	0.3万人	0.3万人
	1.0万人	1.0万人

建築設備技術者協会 10

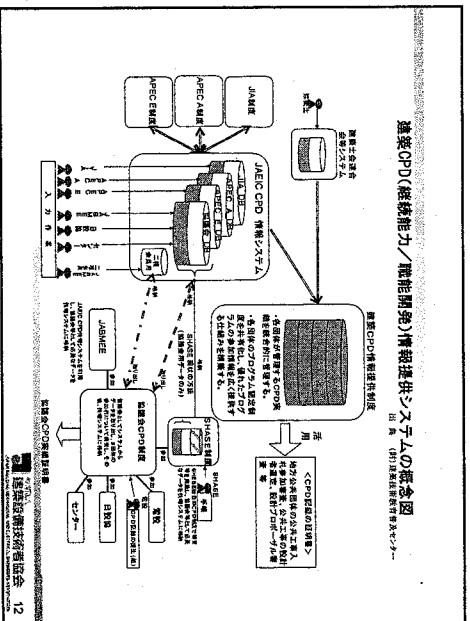
設備関係各団体、建築関係団体のCPD協力体制構築状況

[建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度の概要](2006年4月より運用)

1. 建築CPD情報提供制度とは、建築士等の研修としてふさわしい講習会等をあらかじめ認定し、その情報を公開するとともに、建築CPD情報提供制度参加登録者が認定された講習会等に出席した記録を総合的に管理し、必要に応じて、その実績を証明する制度である。この制度は、既存の各団体のデータの活用を前提とした制度
2. 建築CPD情報提供制度の運営は、建築CPD運営会議が行う
3. 建築CPD運営会議は、学識経験者、国土交通省、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築家協会、(社)建築業協会、(社)日本建築学会、建築設備CPD協議会、(社)日本建築構造技術者協会及び(財)建築技術教育普及センターで構成

適用状況: 広島県、広島市、呉市でCPD制度(条例)の運用
神奈川県、山梨県で導入検討中

建築設備技術者協会 11



3. 設備設計一級建築士と建築設備士

建築設備士の受験資格と試験

受験資格:

建築設備士は建築系、機械系、電気系の大学を卒業し

2年以上の実務実績を有する者

試驗：學科試驗 和 製圖試驗。

製図は共通基本計画と空調、衛生、電気のコーナー別基本設計

建築設備士合格者のレベル: 建築設備全般のゼネラリスト

専門領域を有するスペシャリスト

一級建築士の受験資格

歐陸
商務

受取資格：
上ノ十條ニ於テ、同土を遺士臣の指定する建築に關する
體裁著者法ニ上ノ十條ニ於テ、同土を遺士臣の指定する

學校教育法による大卒において国王父連大臣の指定する建築に関する

科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築に關

国土交通省令で定めるものの経験を2年以上有する者

二級建築士としての設計その他の国土交通省令で定める実務の経験を4年

以上有する者

国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると

題子以辨

限業務權主之資格建築師一級設計設備設

資格要件(建築士法 第10条の2第1項第一号)

一級建築士として5年以上設備設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程をその申請前1年以内に修了した一級建築士

業務権限(1)(建築士法 第20条の3第1項)

階数が3以上で床面積の合計が5千平方メートルを超える

建築物の設備設計(3,500件/年)

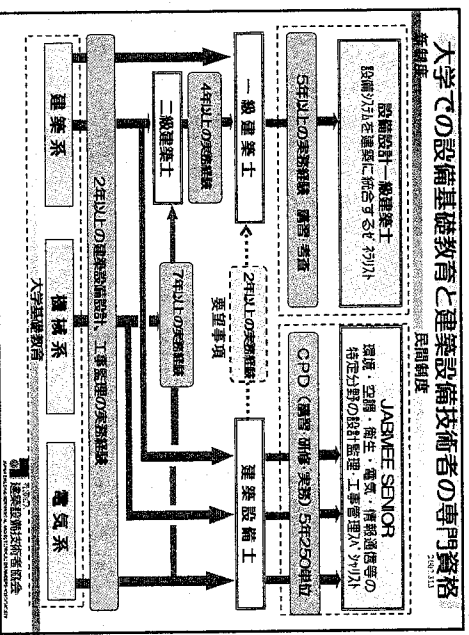
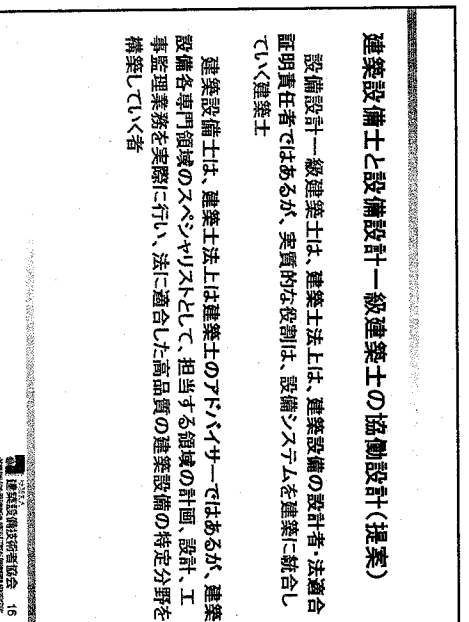
限(2)(建築士法 第10条の2第2項)

上記建築物の法適合証明(換気設備、電気設備、避雷設備、昇降機、消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備及び非常用の照明装置、給水・排水その他の配管設備)の設置

設備設計一級建築士の役割(提案)

- 設備設計—級建築士は、大学で一定の建築系の科目を修め、2年以上の実務経験をj持った者を受験資格としている。級建築士に合格し、5年以上の建築設備の設計・工事監理の実績のある、高度な設備設計技術（環境・空調・衛生・電気・情報通信の一部の専門領域）を持つ建築士設備設計技術レベルでは、設備設計—級建築士とJABME SINIOR、環境・設備専攻建築士は専門領域のスペシャリストとして同等と位置づけられる。

1. 設備設計一般建築士は建築士として、意匠・構造の建築士と対等の立場で議論を重ね、建築本体をまとめあげ、各種の設備システムを建築物に統合していく能力を持つ者
 2. 限定専門領域の設備設計スペシャリスト
3. 他の設備専門領域のスペシャリストと設備設計チームを組んで設計



4. 建築士法施行に向けての具体的提案

1. 一般建築士試験の受験資格、受験科目
(1) 受験資格 建築設備士資格取得後、実務経験2年以上の者に一般建築士の受験資格を付与する。
(2) 受験科目 受験科目については、一般建築士の業務が電気、構造、設備と専門分化、高度化している近年の実態を踏まえ、学科試験、設計製図試験ともに下記の配慮する。
① 学科試験については、現行の計画、法規、構造、施工の4科目となっているが、これに設備を加え、設備設計の重要性に見合った質と量の問題を出題する。
② 設計製図については、共通製図(配置図、平面図、立面図、断面図)に加え、意匠、構造、設備などのコース別選択製図とする。

2. 設備設計一般建築士の資格認定要件

- (1) 設備設計一般建築士の講習考査で確認する設計能力のレベルは、建築設備士の能力と同等のものとしていただきたい。その確認方法として、建築設備士試験の設計製図に相当する試験を加える等の技術レベルの高い認定システムとする。
(2) 一般建築士で、かつ建築設備士である者で、資格取得後、実務経験5年以上の者を、建築士法第十条の二第2項第二号「国土交通大臣が、設備設計に関し前号に掲げる一般建築士と同等以上の知識および技能を有すると認める一般建築士」に該当する者とする。

3. 確認申請書等における建築設備士の氏名等の記載

- (1) 建築物の設備設計業務に建築設備士が関わっているのが実態であります。よって、全ての建築物の確認申請書において、設備設計一般建築士の記入欄のほかに、建築設備設計に関与した建築設備士の氏名、登録番号、勤務先名、所在地、電話番号および業務内容(電気、空調、衛生、昇降機等)等を記載する欄を設け、意見を述べた立場を明確にする。
(2) これらを官公庁・民間の設計業務発注者および設計事務所等にも実施することを徹底し、国土交通省より特定行政庁へ通達する。
(3) なお、省エネルギー計画書および設備設計図書、工事監理報告書等においても同様の扱いとする。

4. 告示1206号の見直しに関する事項

告示1206号の見直しにあたっては、現状を踏まえうえで、下記の配慮をお願いしたい。

- (1) 業務量は用途、規模に応じて意匠、構造、設備(電気、空調、衛生、昇降機等)等の専門分野別に区分し、基本設計と実施設計、監理の項目に整理する。
(2) 設備業務内容に保全調査等の法で指定された報告業務を追加する。また、省エネルギー計画書(PAL、CEC)、CASBEE評価(建築設備士をもCASBEE評価員の受験資格者とする)、防災計画、グリーン庁舎の評価等の新たに制定された報告業務を追加し、業務量基準を設ける。

5. (社)建築設備技術者協会「倫理綱領」

2001年制定

前文
私たちは建築設備技術者協会の会員は、人間の健康と安全そして自然環境の保全を担う技術者として、その使命と職責を自覚し、品位の向上と技術の研鑽に努め、誠意をもって職務を遂行することを宣言すると併せて建築設備に係わる全ての技術者と社会の信頼を得るため、本綱領を定める。

- [第1章] 社会への貢献
会員は、創造性、安全性および機能性に優れた技術をもって社会の発展と公共の福祉に貢献する。
[第2章] 環境の保護
会員は、生態系の構成を理解し、地球的視野をもって環境の保護と汚染の防止に努め、天然資源の有効利用と消費抑制を推進する。
[第3章] 技術の探求
会員は、高度な技術と知識を深求し、自己研鑽に努め、また豊かな人間性ある経歴を通して、有効で価値ある技術の開発、活用および継承に努める。

[第4章] 情報の開示

会員は、技術の進歩と執果的活用を図るため、相互の交流と民主的に開かれた協会の運営により、専門的技術情報の開示を進める。

[第5章] 法の遵守

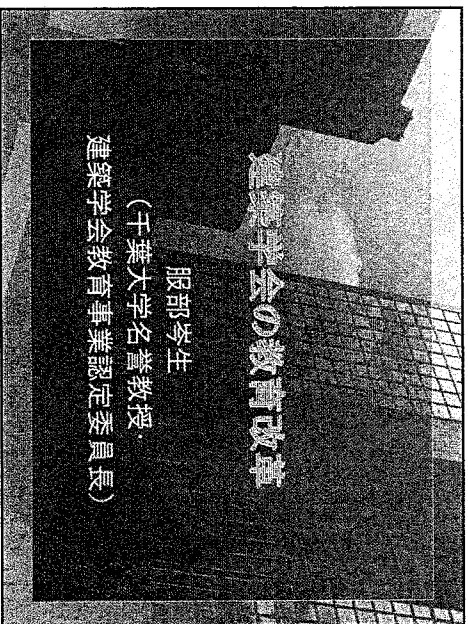
会員は、社会秩序維持のため、法を遵守し、誠意をもって業務を遂行する。

[第6章] 責任の遂行と守秘
会員は、関係する全ての専門家との業務分担と責任範囲を明確にし、発注者の同意を得た上、相互信頼にたつて業務を遂行する。

[第7章] 適正な報酬
会員は、業務内容の質と量に相応した適正な報酬を提示し、発注者の同意を得るものとする。

[第8章] 国際交流

会員は、各国の資格制度を理解の上、平等互恵の原則により、国際社会において専門家との交流に努める。



建築分野でのJABEE

■ 学部教育の改善は、日本技術者教育認定機構JABEE認定により、教育の総合的な整備(エンジニアおよびアーキテクト)を行ってきた。(2003年へ)

■ 2006年へUIA(国際建築家連合)の推奨するUNESCO-UIA建築教育相互承認制度(Validation System for Architectural Education=UIA/ヴィデーション)に対して適応する建築設計教育の水準の確立を「大学院JABEE」に託す方針を固めた。

- (1) UIA/ヴィデーション[国際基準] = 5年制
(2) 日本の場合: 4年制[学部] + 2年制[大学院] = UIA基準

「大学院JABEE」の歩み

- 2005年度: 大学院認定推進委員会の設置
・ 特定の分野で認定審査の可能性検討、試行実施(建築分野)
・ 認定基準案、認定・審査の手順と方法案、自己点検等関連文書案の作成
・ 9月: 大学院外部認定シンポジウム
・ 基礎案公表
・ 12月: 国際シンポジウム「フーケシヨウ」(欧州、韓国より代表参加)

■ 2006年度: 建築分野分野別要件・審査基準

大学院JABEEの必要性

■ 建築分野では、国際的職業資格を得るために修士プログラムでの認定も必要とされている。

建築の分野では、1996年に発表されたUNESCO/UIAユネスコ/国際建築家連合)宣言により国際的な建築設計教育基準が定められ、この基準に適合したプログラムを認定するシステムが構築されつつある。この国際基準にの建築(設計)教育は、学部教育の認定だけでは不十分で修士課程教育を含めた認定が必要となっている。もし、日本の教育機関がこれに対応できなければ日本の学生は大きな不利を被ることになる。

⇒ リット: 建築などの分野では、国際的職業資格が得やすくなる。

人材の国際的移動、教育の国際化、国際的に活躍できる人材育成等からの必要性が増している。

◇ 経済のグローバル化⇒技術者の活動の場が国際的になっている。地球的观点からの取り組みが必要な課題も多々

ボローニア宣言

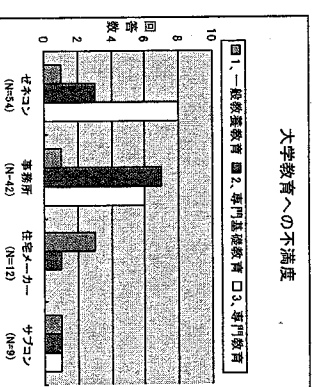
ヨーロッパの大学の流動性を上げることを目指して、高等教育の整合性と透明性を高め(学士課程と修士課程を対象、共通単位制など)をヨーロッパ全体に導入

- 1998年 ソルベニア宣言
・ 欧州の文化面の発展における大学の役割を強調
・ 市民の移動性と全面的な経済の発展を推進

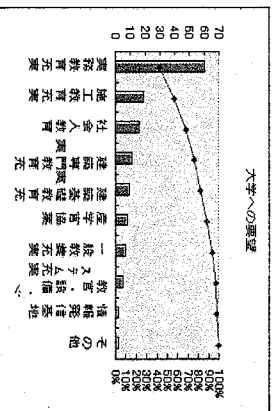
1999年 ボローニア宣言
Bologna Declaration 学士3年+修士2年のシステム
29カ国の教育大臣が署名 署名数はそれより多い

ボローニア宣言の後、2010年までに目標を達成すべく、2年ごとに開催(2003年)のウィーン(2005年)が開始され、現在、45カ国が参加、欧州高等教育圏での教育改革が着実に進んでいる。

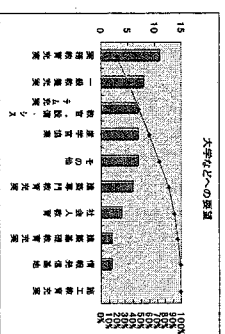
大学教育への不満



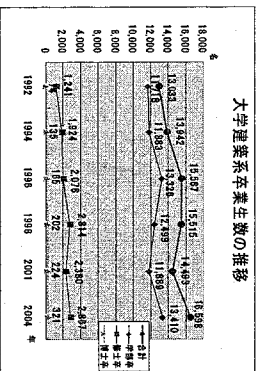
ゼネコン技術者の要望



設計事務所スタッフの要望



建築系大学の卒業生



学部教育の要件

1. 学習・教育目標で取り上げるべき知識・能力 (基準1. (1) (d) 関連)
 - 建築学分野のプログラムの(1)に示す建築学の専門的知識・能力を担保する具体的な学習・教育目標が設定され、公開されていること。また以下の(2)に示す特定領域の少なくとも一つに関する知識・能力を付加した学習・教育目標をもつプログラムが設定され、公開されていること。
- 建築学関連分野のプログラムにおいて、は、建築学分野と共通する領域に関しては上記要件を準用し、独自の学習・教育目標を別に設定することができる。

学部教育の要件(2)

- (1) 建築学分野の包括的な専門的知識・能力
 - 建築を芸術、技術、文化、社会、法律、経済などの多様な文脈と歴史やデザイン、建築学に関する幅広い専門的知識と総合的かつ体系的な識見をもち、建築と生活環境に関する企画・設計・生産・維持管理などができる基礎的能力

学部教育の要件(3)

- (2) 建築にかかわる特定領域の高度な専門的知識・能力
 - 建築企画、建築設計・計画、都市設計・計画、住居、建築環境、建築設備、建築構造、建築防災、建築材料、建築生産、建築運用・保全、建築保存・再生などの建築の特定領域に関するより専門的な知識、もしくは(1)の包括的知識をより発展させた知識をもち、それを実務に適用しうる能力

包括基礎科目群の必修指定

- 設計計画 135時間 6コマ相当
- 建築環境・計画 67.5時間 3コマ相当
- 建築構造 67.5時間 3コマ相当
- 建築生産 67.5時間 3コマ相当
- 上記4分類以外 135時間 6コマ相当
- 合計 472.5時間 21コマ相当

現行の大学教育

- くさび形教育の継承＝教養教育＋専門教育
- 卒業単位数の条件→124単位の水準に減少(従来の10パーセント減)
- 一級建築士の受験資格あるいは標準的な講座構成により、画一的な科目体系
- 自由選択科目の導入により、構造系科目の履修者減少
- 不十分な教育内容(実務教育、ものづくり教育、倫理教育など)

建築学会の教育改善

- 総合的な教育改善を自主的に実施するシステムの導入(学部JABEE)
- 専門職の教育を行う大学院コースのJABEE認定の取り組み(2007年開始)
- 教育改革の各種研究の取り組み
- CPD教育教材作成の取り組み
- 倫理教育教科書の出版など

建築学会の問題意識

- 学習の総合性の維持・向上→学科の教育体系の中で学習(JABEE基準づくり)
- 厳選された教育科目の確定→建築技術者の基礎・基本教育(JABEE基準づくり)
- 実務性を担保する教育内容と工夫された教育方法の奨励→教育を研究する分野の確立
- 教育賞の顕彰制度の設立→JABEE推進者、工夫ある教育方法の奨励ほか
- 国際的な教育(職能条件)の平等性の確保

(1) 学歴要件の変更

- 1) 建築教育の総合性の見地から必要な科目の修得を含むプログラムの内容を審査・認定する定期更新の仕組みをベースとし、その上で必要科目の履修を審査する学歴要件とされたい。

- 2) 将来的には日本技術者教育認定機構(JABEE)が実施している認定プログラム(総合的な内容を前提にし、定期更新する仕組み)あるいは類似のプログラムの修了をベースとしその上で必要科目の履修を審査する学歴要件とされたい。

実務経験に関する大学院修学期間の認定廃止

1) 国際的な建築設計に関する大学教育の修学年限は5年以上(U1A基準)となっているので、設計職能を目指す大学院コース(例えばJABEE認定の大学院設計計画コースなど)においては、一年の実務経験を認め、所定のコースの責任者が実務コースを証明する仕組みの導入についても配慮願いたい。

3) 一級建築士受験の学歴要件を4年生大学に限定せず、高等専門学校なども対象とされたい。

配付資料

- (1) 建築分野分野別要件
- (2) 建築学および建築学関連分野要件の知識・能力等の内容
- (3) JABEE建築学および建築学関連分野・2006年度認定審査実施要領
- (4) 大学院JABEE設計計画の教育目標と授業科目表(例)

2) 構造・設備の専門職の育成を目指す大学院コースにおいても、各大学院の様態に応じて実務経験として認定される仕組みの導入を配慮されたい。

分野別要件

—建築学および建築学関連分野—

この要件は、建築学および建築学関連分野の技術者教育プログラムに適用される。

1. 学習・教育目標で取り上げべき知識・能力 (基準 1. (1) (d) 関連)

建築学分野のプログラムは、以下の (1) に示す建築学の専門的知識・能力を担保する具体的な学習・教育目標が設定され、公開されていること。また以下の (2) に示す特定領域の少なくとも一つに関する知識・能力を付加した学習・教育目標をもつプログラムが設定され、公開されていること。

建築学関連分野のプログラムにおいては、建築学分野と共通する領域に関しては上記要件を準用し、独自の学習・教育目標を別に設定することができる。

(1) 建築学分野の包括的な専門的知識・能力

建築を芸術、技術、文化、社会、法律、経済などの多様な文脈と歴史やライフサイクルなどの時間的展開のなかで理解し、建築学に関する幅広い専門的知識と総合的な体系的な識見をもち、建築と生活環境に関する企画・設計・生産・維持管理などができる基礎的能力

(2) 建築にかかわる特定領域の高度な専門的知識・能力

建築企画、建築設計・計画、都市設計・計画、住居、建築環境、建築設備、建築構造、建築防災、建築材料、建築生産、建築運用・保全、建築保存・再生などの建築の特定領域に関するより専門的な知識、もしくは(1)の包括的知識をより発展させた知識をもち、それを実務に適用しうる能力

2. 教員 (団) (基準 3. 3 (1) 関連)

建築学および建築学関連分野の教員団は、プログラムの学習・教育目標を達成するために必要な理念、知識、技術および実務について、全体として十分な教育成果をあげ得る能力を有するように構成すること。

建築学および建築学関連分野要件の知識・能力等の内容

包括的、基礎的な専門知識・能力				
建築設計・計画 (135時間)	建築環境・設備 (67.5時間)	建築構造 (67.5時間)	建築生産（材料施工を含む） (67.5時間)	左記4分類以外 (135時間)
1 デザイン- 造形および空間創造のための基礎能力 ・デザイン探求のための3次元的思考能力 ・建築の歴史と理論、関連する芸術、技術や人文科学を応用する能力 ・美的かつ技術的な要求を満足するデザインを創り出す能力 ・建築デザインに影響を及ぼす純粋芸術への理解 2 知識- 建築を創るための基礎知識 ・世界の建築の歴史的・文化的前例の知識 ・建築物に対する安全性の知識、および快適性の知識 ・建築にかかわる哲学、倫理学や経済学の知識 ・環境保護や廃棄物管理に関する知識 ・建築計画の方法に関する知識 ・サステナブルな都市・建築空間の構築に関する知識 ・建築物の社会的影響に関する理解 ・建築家や建築技術者の職業倫理に関する理解 3 表現技術- ハンドワーク・オーラルコミュニケーションを中心とした表現技術 ・資料収集、分析技術を通してアイデアを構想する能力 ・共同作業、発表技術を通してアイデアを伝達する能力 ・記述能力、描画能力、模型製作技術をととして、アイデアを具体化する能力	1 建築環境に関する基礎的知識・能力 ・建築物内外に形成される環境の全体像に対する認識 ・日照、気候・風土・地球環境等の建築物を取り巻く外部環境に対する認識 ・人間の特性・感覚・生理心理・生活様式等の建築物の内的条件に対する認識 ・建築物の安全性・健康性・衛生性・快適性等と建築環境とのかわりに対する認識 ・建築環境に関する物理的イメージの形成とその物理的把握方法に関する基礎的な知識 ・建築環境の物理量と感覚量の対応関係に関する認識 ・建築設計・計画における建築環境計画の位置付けと重要性に対する認識 2 建築設備に関する基礎的知識・能力 ・建築物の機能性・快適性の確保における建築設備の役割に対する認識 ・建築設備の全体像に対する認識 ・建築環境計画におけるパッシブ手法とアクティブ手法の役割と有用性に対する認識 ・建築設計・計画における建築設備計画・設計の位置付けと重要性に対する認識 ・建築設備の計画・設計のための基礎的な資料の意味と使い方の理解	1 建築物に用いられる材料とその性質、建築構造の仕組みと形式、各種建築材料を用いた構造の特徴と強さ、建築物の安全や機能を確保するための方法等、建築構造に対する基本知識 2 地震、火事、強風、洪水等の災害がもつ性質と特徴、これら災害から都市・建築環境を守るための諸方策等、建築防災に対する基礎知識 3 建築構造諸技術と実際のものづくりとの関連、理論と実践との調和をめざしたアプローチの必要性を理解させるための訓練	1 建築を構成する各種建築材料の種類とその性質、建築物への用い方、工法と使用上の留意事項、建築性能や建築内外空間特性との関係などについての基礎的知識およびそれらと建築の設計・生産・維持保全との関係についての理解 2 建築生産の流れ、関与する組織や産業、建築生産方式、建築各部施工法、工事管理の方法、新しい施工技術など、建築企画・設計から実際に建築物が造られるまでの過程とそこでの技術と業務についての基礎的知識およびこれらの総合的な関連性についての理解 3 建築物の自然的・人為的損耗と建築の耐用性、建設後の建築の維持保全、施設運営、解体・廃棄とリサイクル、地球環境問題との関係などライフサイクルを通じた建築物の状態についての基礎的知識およびこれらと建築の企画・設計・生産との関係についての理解	建築史、図形科学（図学）、建築法規、都市計画等、建築学に関する幅広い専門的知識と総合的かつ体系的な識見をもつために必要不可欠な、左記4分類以外の基礎知識・能力

35	特定領域の高度な専門知識・能力	習・教育目標	建築設計・計画の技術者として必要な専門知識をもって、建築物の機能性・安全性・快適性・芸術性に貢献するとともに、建築が芸術・芸術・技術の上に成り立つ総合的なものであり、かつ建築家の仕事は理性と感情、直感との緊張関係の上に成り立つことを理解した上で、多岐にわたる建築関連諸領域と有機的に連携して、建築物の設計・生産・維持保全等に寄与できる能力。 日本においてはこれらを学部4年と大学院2年の計6年間のホーリスティックな教育により UNESCO-UIA Charter に対応するものとする。	建築環境・建築設備の技術者として必要な専門知識をもって、建築物の機能性・安全性・健康性・衛生性・快適性等の確保に貢献するとともに、建築物とそれを取り巻く環境との相互関係を認識した上で、多岐にわたる建築関連諸領域と有機的に連携して、建築物の設計・生産・維持保全等に寄与できる能力	建築構造技術者として必要な専門知識をもって、建築物の安全性や快適性の確保に貢献するとともに、多岐にわたる建築関連諸領域と有機的に連携して、建築物の設計・生産・維持保全等に寄与できる能力	建築材料、建築生産、建築維持保全、建築運用管理などに関わる技術者として必要な専門知識をもって、適切な材料利用管理、安全で効率的な建築生産管理、建築物の適切な維持保全、効率的な建築運用管理などを行い、品質のよい建築物の生産、建築ストックの維持保全、またはその適切な運用管理に貢献するとともに、多岐にわたる建築関連諸領域と有機的に連携して、建築物の設計・生産・維持保全等に寄与できる能力
			1 デザイン- 空間創造のための専門能力 ・課題の設定、解決手法および批評的な判断のために戦略を構築する能力 ・創造的デザインのために諸要素を統合し、技を適用する能力 2 知識- 建築を創るための専門知識 ・ランドスケープアーキテクチャー、アーバンデザイン、地区・都市計画と人口問題や資源に目を向けた大局的視点からの知識 ・構造材料、および生産の技術的知識 ・人工的環境の構築におけるデザイン・建設・健康・安全に関連する法規・規則の知識 ・サービスシステム、交通、通信、維持管理や保守システムの知識 ・デザインの具現化のための実施設計図書や仕様書の役割、コストコントロールの知識 ・建築の設計条件に関する知識 3 表現技術- 図面作成を中心とする表現技術 ・手作業やコンピュータを使ったビジュアルデザインによって設計意図を明確化し、設計・計画の質を向上させる能力 ・建築が全体と部分より成る構築物であることを理解し、ディテールを理解・作成する能力 以上が学部レベル（4年）で達成されるべき要件、以下を大学院レベル（2年）の達成要件とする。 参考 建築設計・計画に関する実践能力 ・社会、クライアントやユーザーとの関係を認識する能力 ・工期と工費を認識し、設計する能力 ・職能、ビジネス、財務および法律の知識と建築家の責任の理解 ・デベロッパー、金融、投資およびファイナリティマネジメントに関する理解 ・国際的状況下での建築家の役割の認識 ・ビジネスの原理およびプロジェクトマネジメントの知識 ・各分野の統合を矛盾無く表現する能力 ・空間の創造性を表現する能力 ・建築設計事務所における実務経験 なお、以上の要件は UNESCO-UIA 憲章および我が国における建築学の歴史的発展を踏まえ構成されたものであり、建築家の国際認証をも視野にいれたものであることを付記する。	1 建築環境に関する専門的知識・能力 ・建築環境の物理的把握・予測のための知識と具体的実践能力 ・建築的手法を用いた建築環境の設計・計画に対する知識とそれを実践する能力 ・地域環境や地球環境とのかわりに対する認識 2 建築設備に関する専門的知識・能力 ・建築設備の設計・計画のための知識と具体的実践能力 ・設備の手法を用いた建築環境の設計・計画に対する知識とそれを実践する能力 ・都市設備や都市施設とのかわりに対する理解 3 専門的な知識・能力を統合化して応用できる能力（訓練） ・習得した基礎・専門知識と実際のものづくりとの関連、理論と実践との調和を目指したアプローチの必要性の理解 ・基礎・専門知識を統合し、必要な機能性・安全性・健康性・衛生性・快適性を持った建築環境を作り上げていく、建築環境と建築設備の設計能力 ・習得した基礎・専門知識を統合し、建築物の実現過程（企画、設計、施工、維持管理）を総合的にとらえる能力 4 建築環境・建築設備関連諸技術に対する知識 ・建築環境に関する新しい知見や技術に対する知識 ・地域環境・地球環境等の最先端の環境問題に対する認識 ・環境計画にかかわる最先端の動向に関する基礎的知識 ・建築設備の最近の技術動向に関する知識 ・建築設備関連の理論・技術の高度化に対する基礎知識	1 建築構造に対する専門知識 ・構造物に要求される性能を実現するために必要となる、建築材料の特性、建築構造に作用する外力、建築構造や部材に加わる応力、これらを統合することによって実現される構造設計等に関する専門知識 ・各種建築材料を用いた構造物や構造部材の強さやねばり特性、これら構造物を組み立てるための設計・施工技術、その安全性を確保するための技術等に関する専門知識 ・地震や強風等に対する防災に必要となる、災害諸因子の特徴、建築構造に作用する力、構造安全性を確保するための防災技術等に関する専門知識 2 知識の統合（体系）化を通じた建築構造実践技術（訓練） ・建築構造に対して習得した基礎・専門知識と実際のものづくりとの関連、理論と実践との調和をめざしたアプローチの必要性を理解させるための訓練 ・建築構造に対して習得した基礎・専門知識を統合し、建築構造を実際に造りあげるための構造設計技術 ・建築に対して習得した基礎・専門知識を統合し、建築物の実現過程（企画、設計、施工、維持管理）を総合的にとらえる能力を育む訓練 3 建築構造関連諸技術 ・建築と建築構造に対する新しい挑戦を刺激するための、新材料、新構法等に関する最新技術に対する基礎知識 ・建築構造関連理論・技術の高度化に資する新技術に対する基礎知識	1 建築材料に関する専門的知識・能力 ・建築に作用する各種環境外力とそれに対する建築材料の応答と挙動を理解するための材料物理、化学などの工学的知識と建築の設計、生産、維持保全等の実務に応用する基礎的能力 ・各種の建築構造材料・機能材料・仕上材料・部品等の材料特性、品質標準、製造方法、施工・施工管理方法、維持管理方法などについての専門的知識と建築の設計、生産、維持保全等の実務に応用する基礎的能力 ・要求される建築性能や建築内外空間の特性に基づく適切な建築材料の選定方法と建築構造法・構法など、建築物への適用方法についての専門的知識と建築の設計、生産、維持保全の実務に応用する基礎的能力 2 建築生産に関する専門知識・能力 ・建築生産計画、建築生産管理、関連産業組織、関連法規、契約方式など、建築生産管理技術についての専門的知識とこれらを実務に応用する基礎的能力 ・建築各部施工方法、施工機械・設備、新しい施工技術、建築生産における情報化技術など、実際に建築物が造られる過程とそこでの技術と業務についての専門的知識と建築生産の実務に応用する基礎的能力 3 建築維持保全・運用管理に関する専門的知識・能力 ・既存建築の性能評価技術、維持管理の計画と方法、建築性能回復・改善技術、関連法規など、建築物の維持保全についての専門的知識と実務に応用する基礎的能力 ・建築運営管理、建築運用管理など、建設後の建築物の運営と運用に関する専門的知識と実務に応用する基礎的能力 ・建築物および付帯する土地・関連施設・設備・備品等の運用を最適化するための総合的、長期的な計画・管理・評価技術についての専門的・経営工学的知識と実務に応用する基礎的能力 4 関連諸技術・技術者倫理に関する知識 ・建築材料の利用、建築生産、維持保全、建築運用、解体、廃棄物処理にいたる建築のライフサイクルを通じた地球環境に関連する認識 ・新材料、新技術など関連する技術の最先端の動向に関する知識 ・都市経済、空間経済、不動産金融、ファイナンス、事業計画など建築プロジェクトの企画立案者に要求される知識 ・建築物の生産・運用・保全・解体・廃棄にいたる建築のライフサイクル全体が社会に及ぼす影響に関する知識と技術者倫理のあり方についての認識

JABEE 建築学および建築学関連分野 2006 年度認定審査実施要領

JABEE が公表する下記の文書に準拠して認定審査を実施する。

- ・ 日本技術者教育認定基準 (2004-2006 年度版)
- ・ 自己点検書 (本文編) (2006 年度版)
- ・ 自己点検書 (引用・裏付資料編) (2006 年度版)
- ・ 自己点検書作成の手引き (2006 年度版)
- ・ 認定・審査の手順と方法 (2006 年度版)
- ・ 認定審査の申請に必要な条件 (2006 年度以降の取り扱いについて)

本実施要領では建築学および建築学関連分野にかかわる事項を示す。

1. 適用する文書

2006 年度審査においては以下の文書を適用する。

- (1) 「分野別要件―建築学および建築学関連分野―」 (2004-2006 年度版)
- (2) 「建築学および建築学関連分野要件の知識・能力等の内容」 (2002 年度版を適用)
- (3) 本実施要領

2. 専門科目に関する要件

プログラムは JABEE 認定基準に示される学習保証時間のほか、以下に示す、専門科目に関する内容と学習保証時間を満足しなければならない。

2.1 包括基礎科目群に関する最低要件

「分野別要件―建築および建築学関連分野―」に示されている「1. (1) 建築学分野の包括的な専門的知識・能力」を保証するために、下表に示す 5 つの科目群を包括基礎科目群と位置づける。また専門科目に対して JABEE 基準が要求する 900 時間以上の学習保証時間のうち、これら包括基礎科目群に対する学習保証時間として以下の最低要件を定める。各科目群に含まれる科目の設定は、プログラムの教育目標に立脚した、教育機関の判断に委ねられる。建築学関連分野プログラムにもこの最低要件を当面準用する。

なお、この建築学分野の包括的な専門的知識に関する学習・教育を、下記の要件と同等以上で満足していることを教育機関が説明すれば、必ずしもこの要件によらなくてよい。

包括基礎科目群	学習保証時間の 最低要件	(参考) 授業コヱ数*1
建築設計・計画	135 時間	6 コヱ相当
建築環境・設備	67.5 時間	3 コヱ相当
建築構造	67.5 時間	3 コヱ相当
建築生産*2	67.5 時間	3 コヱ相当
上記 4 分類以外*3	135 時間	6 コヱ相当
計	472.5 時間	21 コヱ相当

*1 コヱは 90 分、半期 15 週 (試験を含む) とし、時間数として、1 コヱは半期で 22.5 時間、通年で 45 時間を想定している。

*2 「建築生産」には材料・施工等の科目を含む。

*3 「上記 4 分類以外」とは、建築学分野の包括的な専門的知識・能力を保証するために必要な上記 4 分類以外の諸科目を指す。具体的には、都市計画、建築史、図形科学 (図学)、建築法規、積算、測量等々の科目を想定しているが、この分類にどのような科目を配分するかは教育機関の判断による。

2.2 特定領域専門プログラム

「分野別要件—建築学および建築学関連分野—」に示されている「1. (2) 建築にかかわる特定領域の高度な専門的知識・能力」を保証するために、教育機関は特定領域の専門プログラムを少なくとも一つは設定しなければならない。特定領域の各専門プログラムに対する学習保証時間として、包括基礎科目群に対する学習保証時間とあわせて 900 時間以上を確保しなければならない。

3. 特定領域専門プログラムの組み合わせ

- (1) 包括基礎科目群を共有する複数の特定領域専門プログラムを設定した場合は、全体として建築学および建築学関連分野における一つのプログラムとして認める。
- (2) 包括基礎科目群が異なる特定領域専門プログラムの組み合わせは、全体として一つのプログラムとは認めない。
- (3) 特定領域専門プログラムの組み合わせは、2.2 および 3. (1) の考え方に適合する限り、いかなる組み合わせも認める。
- (4) 複数の特定領域専門プログラムを設定した場合は、一人の学生が複数の特定領域専門プログラムを履修することの可能性の可否を示すこと。(修了者は少なくとも一つの特定領域専門プログラムの修了要件を満足する必要がある。修了証明には修了した全特定領域名を付記する。)

4. 大学院教育との関係

- (1) 大学院教育と一体となった教育目標を含む特定領域専門プログラムを設定する場合は、学部教育のプログラムの範囲を明確にするとともに、大学院教育との関係を明示すること。審査は学部教育の部分のみを対象とする。
- (2) 国際水準との適合をめざす建築設計教育のプログラムは、大学院における教育との組み合わせが前提になると想定される。このようなプログラムを想定している場合は、「建築学および建築学関連分野要件の知識・能力等の内容」に基づいて、4. (1) による特定領域を設定することが望ましい。

5. 建築学および建築学関連分野の審査で独自に要求する資料

以下の資料は、自己点検書（引用・裏付資料編）「7. 分野別要件」に添付する。他の場所に添付されていれば引用でもよい。

- (1) 学年・学期別授業時間割表
- (2) 包括基礎科目群の学習保証時間とその内訳（自己点検書表 5 の書式）
- (3) 設定した特定領域専門プログラムそれぞれの学習・教育目標、想定する履修者数と実在数
- (4) それぞれの特定領域専門プログラムの履修者を決めるための具体的方法
- (5) それぞれの特定領域専門プログラムの学習・教育目標を達成するために必要な授業科目の流れ（自己点検書表 6 の書式）
- (6) それぞれの特定領域専門プログラムの必修科目、担当教員

サンプル書式A: 主要授業科目と分野別要件との関連

建築設計・計画に関する実践能力	1年次		2年次		3年次		4年次		修士課程1年次		修士課程2年次	
	1セメスター	2セメスター	3セメスター	4セメスター	5セメスター	6セメスター	7セメスター	8セメスター	前期	後期	前期	後期
(1) 美観上、および技術上の諸要求に答える建築の設計・計画の能力	設計製図基礎 基礎造形A	設計製図Ⅰ 基礎造形B	設計製図Ⅱ	設計製図Ⅲ	設計製図Ⅳ	設計製図Ⅴ	インターンシップ		設計演習Ⅰ 建築学輪講Ⅰ 建築設計特別製図Ⅰ 修士論文(設計)	設計演習Ⅱ 建築学輪講Ⅱ 建築設計特別製図Ⅱ →	設計演習Ⅲ 建築学輪講Ⅲ 建築設計特別製図Ⅲ →	建築学輪講Ⅳ 建築設計特別製図Ⅳ →
(2) 建築の歴史・理論、および関連する芸術、工学および人文科学に関する十分な知識	建築のデザイン 建築の構造 建築環境概論 *教養系科目	建築の力学及び演習 建築の設備 建築の構工法	日本建築史 建築の材料	西洋建築史	(近代建築史) (建築デザイン論) 建築の生産	(建築史実習) (都市デザイン論) 建築実験			建築史特論Ⅰ 建築計画特論Ⅰ 構造デザイン特論	建築史特論Ⅱ 建築計画特論Ⅱ 環境デザイン特論		
(3) 都市の設計・計画およびそのプロセスに関する十分な知識						(都市デザイン論)	都市計画		都市計画特論Ⅰ	都市計画特論Ⅱ		
(4) 人間と建物、建物相互、および周辺環境の空間を理解し、適切な質と尺度を与える能力		設計製図Ⅰ	設計製図Ⅱ	設計製図Ⅲ	設計製図Ⅳ	設計製図Ⅴ	卒業研究(設計)	→	(1)に同じ			
(5) 建築設計・計画の職能とその社会的使命の理解			建築計画A	(建築計画B)	建築法規 技術者倫理				(1)に同じ			
(6) プロジェクトの基本的な調査方法、構造計画、施工技術、その他関連する技術の理解	建築の構造	建築の構工法	建築計画A	(建築計画B)					(1)に同じ 構造デザイン特論			
(7) 快適で安全な室内環境を得るための建物性能、技術に関する十分な知識	建築環境概論	建築の設備								環境デザイン特論		
(8) 関連する産業、予算、法的制約を調整し、総合的な設計および工事費管理をする能力					建築法規		インターンシップ		(1)に同じ			
(9) 環境保全、修復、および生態学的持続可能性の重要性に関する十分な知識	建築のデザイン			地球環境建築			都市計画			環境デザイン特論		
(10) 建築施工原理の包括的理解に基づく建築構法に関する能力の研鑽		建築の構工法							(1)に同じ 構造デザイン特論			
(11) 学生・教員双方のための学習・教育・研究方法の研鑽					建築デザイン輪講Ⅰ	建築デザイン輪講Ⅱ	卒研輪講	→	建築学輪講Ⅰ 建築設計特別製図Ⅰ 修士論文(設計)	建築学輪講Ⅱ 建築設計特別製図Ⅱ →	建築学輪講Ⅲ 建築設計特別製図Ⅲ →	建築学輪講Ⅳ 建築設計特別製図Ⅳ →

()は選択科目を表す

構造計算書偽装問題等で明らかになった課題とそれに対する対応

構造計算書偽装問題等で明らかになった課題

建築行政の課題

■ 建築確認・検査の課題

- ・ 複数の特定行政庁、指定確認検査機関において偽装が見逃された
- ・ 今回の偽装の一部は、迅速な審査で偽装を見破ることは困難
- ・ 建築士が設計を行うことで審査省略される木造住宅において構造耐力上の違法行為があった

■ 指定確認検査機関の課題

- ・ 指定確認検査機関の要件強化が必要
- ・ 指定確認検査機関の監督強化が必要

建築士制度の課題

■ 建築士の資質・能力の課題

- ・ 元請建築士の能力不足 等

■ 建築設計の専門分化の課題

- ・ 構造・設備設計の専門分化が進み、設計者の責任分担が不明確

■ 建築士事務所の課題

- ・ 重層的な業務実施体制が常態化し、建築士事務所の業務適正化が必要

■ 違法行為に対する罰則等の課題

- ・ 違法行為に対する罰則等が不十分

消費者保護の課題

■ 瑕疵担保責任履行の実効性の課題

- ・ 住宅品確法により、売主等に対し、10年間の瑕疵担保責任が義務付けられたが、売主倒産時に、これが履行されず、住宅所有者が極めて不安定な状態におかれた

I. 建築基準法等の一部改正(第164回通常国会)

◆ 建築確認・検査の厳格化

- ・ 高度な構造計算を要する一定高さ以上等の建築物について、構造計算適合性判定の義務付け
- ・ 3階建て以上の共同住宅について中間検査の義務付け
- ・ 建築確認・検査の指針の策定及び公表

◆ 指定確認検査機関の業務の適正化

- ・ 指定要件の強化(損害賠償能力、公正中立要件等)
- ・ 特定行政庁に立入検査権限を付与
- ・ 指定確認検査機関に関する情報開示(監督命令等)

◆ 建築士等の業務の適正化

- ・ 名義貸し、違反行為の指示等の禁止
- ・ 確認申請書等に設計を担当した全ての建築士の氏名等の記載を義務付け
- ・ 建築士事務所の業務実績、所属建築士の氏名等を毎年度知事に報告、知事による当該書類の閲覧

◆ 罰則の強化等

- ・ 建築士等に対する罰則の大幅な強化 等
- ・ 処分を受けた建築士の氏名及び建築士事務所の名称等の公表

◆ 住宅の売主等の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示

- ・ 宅建業者等に対し、契約締結前に保険加入の有無等について相手方への説明を義務付け

II. 建築士法等の一部改正(第165回臨時国会)

◆ 小規模木造住宅に係る構造関係規定の審査省略見直し

- ・ 専門能力を有する建築士が設計した場合のみ省略

◆ 建築士の資質・能力の向上

- ・ 建築士に対する定期講習の受講義務付け 等

◆ 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

- ・ 構造設計一級建築士等による法適合チェック義務付け

◆ 設計・工事監理業務の適正化等

- ・ 管理建築士の要件強化、重要事項説明の義務付け等
- ・ 一定の建築設計等について一括再委託の全面的禁止
- ・ 建築士名簿の閲覧

◆ 団体による自律的な監督体制の確立

- ・ 建築士事務所協会等の法定化 等

III. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案

◆ 住宅の売主等の瑕疵担保責任の履行の実効を確保するための保険や供託等の仕組みを活用した資力確保措置の義務付け

今後のスケジュール案

H18年度

H19年度

H20年度

H21年度

【第164回通常国会】

(準備行為:H19.3.20)

・指定構造計算適合性
判定機関の立上げ

(施行:H19.6.20)

・構造計算適合性判定
の義務付け
・中間検査を義務付け 等
(3階建て以上共同住宅)

(準備行為:H20.6まで)

(施行:H20.12まで)

・指定登録機関
の申請・指定
・登録講習機関
の申請

・名簿閲覧等
・定期講習、構造設計
一級建築士講習等
・受験資格見直し
(学歴、実務)

(H21.6まで)

・構造設計一級建築士等
による法適合チェック
義務付け

H21年度
新試験スタート

・業務報酬基準見直し等

(公布後2年6月以内)

・資力確保(供託
又は保険)の義務
付け開始 等

(公布後1年以内)

・住宅瑕疵担保責任
保険法人の指定 等

【第166回通常国会】

(予定)

特定住宅瑕疵担保責任の履
行の確保等に関する法律案

政省令作成
パフコメ

政省令作成
パフコメ

建築士法等の一部改正

一(建築士制度小委員会)
受験資格、講習内容等についての検討
一(中央建築士審査会)
試験内容についての検討
一(業務報酬基準・工事監理小委員会)

政省令作成
パフコメ等

【第165回臨時国会】

建築基準法等の一部改正

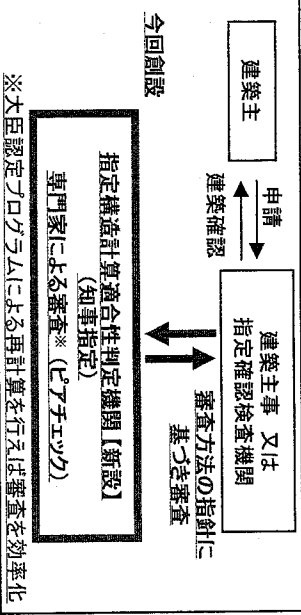
政省令作成
パフコメ

基本制度部会 中間報告(平成18年2月)・最終答申(同年8月)

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律 (平成18年6月21日公布／原則1年以内施行)

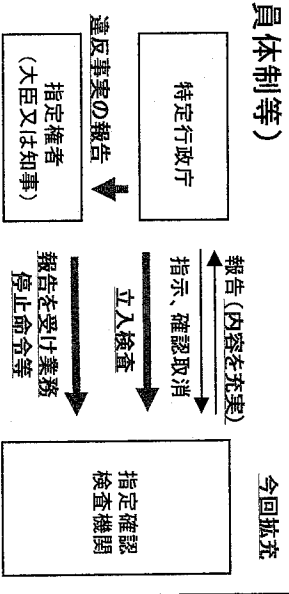
1. 建築確認・検査の厳格化

- ◆ 一定の高さ以上の建築物※について
指定機関による構造計算審査の義務付け
※木造：高さ13m超又は軒の高さ9m超
鉄筋コンクリート造：高さ20m超等 等
- ◆ 3階建て以上の共同住宅について
中間検査を法律で義務付け



2. 指定確認検査機関の業務の適正化

- ◆ 指定要件の強化 (損害賠償能力、公正中立要件、人員体制等)
- ◆ 特定行政庁による指導監督の強化
 - ・ 特定行政庁に立入検査権限を付与
 - ・ 指定確認検査機関に不正行為があった場合、特定行政庁からの報告に基づき、指定権者による業務停止命令等の実施



3. 建築士等の業務の適正化及び罰則の強化

- ◆ 建築士等に対する罰則の大幅な強化

違反内容	改正前	改正後
耐震基準など重大な実体規定違反(建築基準法)	罰金50万円	懲役3年/罰金300万円 (法人の場合罰金1億円)
建築士・建築士事務所の名義貸し、建築士による構造安全性の虚偽証明(建築士法)	なし	懲役1年/罰金100万円
不動産取引の際に重要事項の不実告知等(宅建業法)	懲役1年/罰金50万円	懲役2年/罰金300万円 (法人の場合罰金1億円)

- ◆ 名義貸し、違反行為の指示等の禁止を法定し、これらの違反者に対する処分を強化

4. 建築士、建築士事務所及び指定確認検査機関の情報開示

- ◆ 処分を受けた建築士の氏名及び建築士事務所の名称等の公表
- ◆ 指定確認検査機関の業務実績、財務状況、監督処分の状況等の情報開示の徹底

5. 住宅の売主等の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示

- ◆ 宅建業者に対し、契約締結前に保険加入の有無等について相手方への説明を義務付け等

6. 図書保存の義務付け等

- ◆ 特定行政庁に対して、図書の保存を義務付け

建築士法等の一部を改正する法律について (平成18年12月公布)

建築士の資質・能力の向上、高度な専門能力を有する建築士の育成・活用、
設計・工事監理業務の適正化、建設工事の施工の適正化等を図り、

耐震偽装事件により失われた

建築物の安全性及び建築士制度に対する国民の信頼を回復

1. 建築士の資質、能力の向上

◆ 建築士事務所に所属する建築士に対する定期講習の受講義務付け

- ・講習の実施にあたり、講習機関の登録制度を創設

◆ 建築士試験の受験資格の見直し

- ・学歴要件の見直し (現行:所定の学科卒業 → 改正: 指定科目の履修)
- ・実務経験要件の適正化 (原則として、設計・工事監理業務に関する実務に限定)

2. 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

◆ 一定の建築物※について、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士による法適合チェックの義務付け

- ・法適合チェックがされていない場合の確認申請書受理及び工事着工の禁止 【建築基準法の改正】

※一定の建築物について

<構造設計の場合>

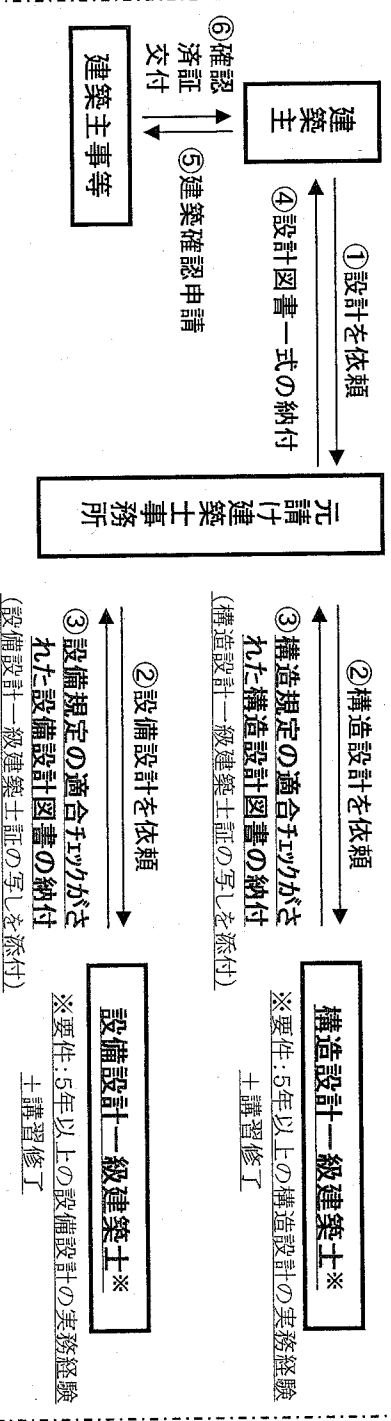
- ・高度な構造計算(保有水平耐力計算、限界耐力計算等)が義務付けられる一定規模以上の建築物 (鉄筋コンクリート造高さ20m超、鉄骨造4階建て以上、木造高さ13m超又は軒高9m超等)

<設備設計の場合>

- ・3階建て以上、かつ、床面積5,000㎡超の建築物

<法適合チェックのイメージ>

下線部が今回新設



◆ 建築士が設計・工事監理した場合の小規模木造住宅等に係る構造関係規定の審査省略の見直し

(専門能力を有する建築士が設計・工事監理した場合のみ引き続き審査省略を認める)

3. 設計・工事監理業務の適正化、消費者への情報開示

- ◆ 建築士事務所を管理する管理建築士の要件強化
建築士として3年以上の実務経験と管理建築士講習の受講を要件として付加
- ◆ 設計・工事監理契約締結前に管理建築士等による重要事項説明及び書面による確認の義務付け
工事監理の方法、報酬額、設計又は工事監理を担当する建築士の氏名等について説明
- ◆ 建築士事務所以外への再委託の禁止
- ◆ 分譲マンションなど発注者とエッポユーザーが異なる一定の建築物の設計等について、一括再委託を全面的に禁止
- ◆ 建築士名簿の閲覧、顔写真入り携帯用免許証の交付
- ・ 建築士等の登録・閲覧事務の実施にあたり、指定登録法人制度を創設

	登録実施主体	
	現行	改正後 (機関を指定した場合)
一級建築士	国土交通大臣	中央指定登録機関
二級建築士 木造建築士	都道府県知事	都道府県指定登録機関
一級建築士事務所 二級建築士事務所 木造建築士事務所	都道府県知事	指定事務所登録機関 (都道府県知事指定)

4. 団体による自律的な監督体制の確立

- ◆ 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会の法定化
 - ・ 協会による苦情解決業務の実施等
- ◆ 建築士会、建築士事務所協会等による建築士等に対する研修の実施

5. 建設工事の施工の適正化【建設業法の改正】

- ◆ 分譲マンションなど発注者とエッポユーザーが異なる一定の工事について、一括下請負を全面的に禁止
- ◆ 資格者証の交付等を受けた監理技術者の配置を要する場合を学校・病院等の重要な民間工事に拡大
(現在は公共工事のみ)

6. 施行期日等

- ◆ 平成18年12月13日法案可決・成立、12月20日公布。主として、公布後2年以内施行。

● 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案

住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により建設業者及び宅地建物取引業者が負う新築住宅に係る瑕疵担保責任の履行の確保等を図るため、建設業者による住宅建設瑕疵担保保証金の供託、宅地建物取引業者による住宅販売瑕疵担保保証金の供託、住宅に係る瑕疵担保責任の履行によって生ずる損害をてん補する一定の保険の引受けを行う住宅瑕疵担保責任保険法人の指定等について定める。

新築住宅： 建設業者及び宅地建物取引業者（新築住宅の売主等）は、住宅品質確保法に基づく10年間の瑕疵担保責任を負う。（構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分）

構造計算書偽装問題

新築住宅の売主等が十分な資力を有さず、瑕疵担保責任が履行されない場合、住宅購入者等が極めて不安定な状態に置かれることが明らかとなった。

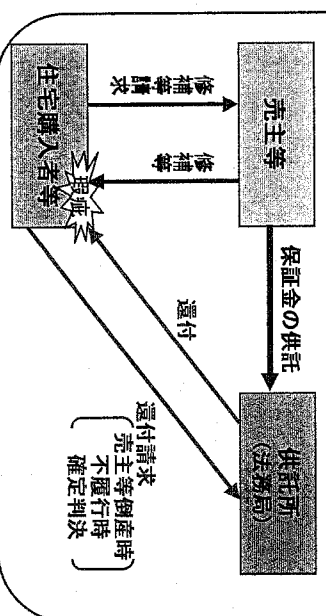
1. 瑕疵担保責任履行のための資力確保の義務付け

資力確保の方法

供託

新築住宅の売主等に対し、住宅の供給戸数に応じた保証金の供託を義務付け。

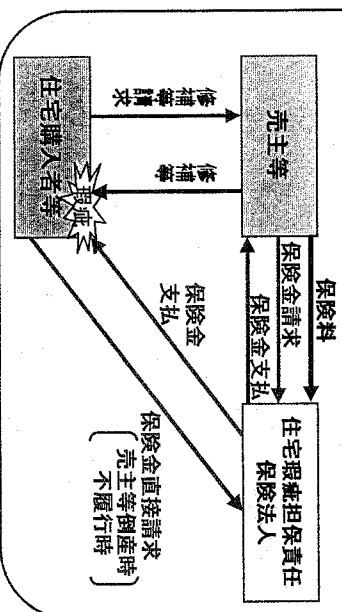
＜供託のスキーム＞



保険

住宅瑕疵担保責任保険契約に係る住宅戸数は、供託すべき保証金の算定戸数から除かれる。

＜保険のスキーム＞



2. 保険の引受主体の整備

瑕疵の発生を防止するための住宅の検査と一体として保険を行うため、国土交通大臣が新たに住宅瑕疵担保責任保険法人を指定する。

3. 紛争処理体制の整備

住宅瑕疵担保責任保険契約に係る住宅の売主等と住宅購入者等の紛争を迅速かつ円滑に処理するため、紛争処理体制を拡充する。

新築住宅の売主等による瑕疵担保責任の履行の確保

住宅購入者等の利益の保護

他の資格制度における指定科目の例

法律・条項	資格名
精神保健福祉士法 (平成9年法律第131号)	精神保健福祉士
言語聴覚士法 (平成9年法律第132号)	言語聴覚士
救急救命士法 (平成3年法律第36号)	救急救命士
社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号)	社会福祉士
	介護福祉士
臨床工学士法 (昭和62年法律第60号)	臨床工学士
知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号)	知的障害者福祉司
社会福祉法 (昭和26年法律第45号)	社会福祉主事
身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号)	身体障害者福祉司

(例)社会福祉士における指定科目

指定科目、基礎科目名		読み替えの範囲
1	社会福祉原論	社会福祉原理論、社会福祉概論、社会事業概論、社会福祉概説、社会福祉学概論、社会福祉学、社会福祉、社会福祉総論
2	老人福祉論	老人福祉概論、老人福祉、高齢者福祉論
3	障害者福祉論	① 障害者福祉概論、障害福祉論、障害福祉、心身障害者福祉論、障害児・者福祉論 ② 身体障害者福祉論と知的障害者福祉論を履修していること。
4	児童福祉論	児童福祉学、児童福祉概論、児童福祉
5	社会保障論	社会保障概論、社会保障
	公的扶助論	公的扶助、生活保護論、生活保護制度論、生活保護
	地域福祉論	地域福祉
6	社会福祉援助技術論	社会福祉援助技術総論(社会福祉方法原論、社会福祉方法原理、社会福祉方法論、社会事業方法論、社会福祉方法総論、ソーシャルワーク原論、ソーシャルワーク論、ソーシャルワークのいずれか1科目でも可)、社会福祉援助技術各論Ⅰ(ケースワークとグループワークの両方の履修でも可)及び社会福祉援助技術各論Ⅱ(コミュニケーション、コミュニケーション・ガニゼーションのいずれか1科目と社会福祉調査法、社会福祉調査、社会福祉調査技術、社会調査法、社会調査のいずれか1科目の履修でも可)を履修していること。
7	社会福祉援助技術演習	社会福祉演習(社会福祉援助技術の実技指導をまじえた事例研究を中心とする演習に限る。)
8	社会福祉援助技術現場実習	社会福祉実習(実習施設の種類、実習の内容・方法からみて、「社会福祉援助技術現場実習」に該当するものに限る。)
9	社会福祉援助技術現場実習指導	社会福祉実習指導(実習の前後の指導の内容・方法からみて「社会福祉援助技術現場実習指導」に該当するものに限る。)
10	心理学	① 心理学概論 ② 臨床心理学と発達心理学を履修していること
	社会学	① 社会学概論 ② 家族社会学と地域社会学を履修していること
	法学	① 法学概論 ② 憲法、民法及び行政法を履修していること
11	医学一般	医学概論、医学知識
12	介護概論	介護福祉論、看護概論、看護学

【記載例】

① 「氏名」欄は、必ずフリガナを記入してください。

③ 「学部・学科」欄は、在籍する（した）学部・学科等の名称を必ず記入してください。

⑤ 「履修状況」欄は、左欄の「指定科目」の履修の有無を記入してください。履修した（履修する見込みを含む。）科目は、「履修」の文字を○で囲んでください。履修していない科目は、「履修」の文字を二重線で消してください。

⑧ 「社会福祉援助技術現場実習における実習施設」欄は、所定欄に記入できない場合には、適宜別紙に記入し、ホチキス等で綴じてください。この場合、証明権限を有する代表者の職印による割印が必要です。

また、実習施設は、証明書（様式49・51ページ）の裏面にあるように、厚生労働省がその範囲を定めていますので十分注意してください。

区分 1 区分 2 区分 3

第19回社会福祉士国家試験
卒業（見込）証明書・社会福祉士指定科目履修（見込）証明書

【指定科目】昭和62年厚生省告示第200号

フリガナ	フク シ タ ロウ	生 年 月 日	大正 59年10月15日生
氏 名	福 祉 太 郎	卒業（見込）年月	平成 17 年 3 月
学部・学科	社会福祉学科		
指定科目	履修状況	大学等において指定科目を 読替えている開講科目名	読替認定年月日 及び番号等
1 社会福祉総論	履修		
2 老人福祉論	履修	老年学	平成00年00月00日 平成00年00月00日
3 障害者福祉論	履修		
4 児童福祉論	履修		
5 社会保障論	履修	社会保障A, 社会保障B	平成00年00月00日 平成00年00月00日
6 公的扶助論	履修		
7 地域福祉論	履修		
8 社会福祉援助技術総論	履修	社会福祉援助技術総論	読替通知の範囲
9 社会福祉援助技術各論Ⅰ	履修	社会福祉援助技術各論Ⅰ	読替通知の範囲
10 社会福祉援助技術各論Ⅱ	履修	社会福祉援助技術各論Ⅱ	読替通知の範囲
11 社会福祉援助技術演習	履修		
12 社会福祉援助技術現場実習	履修	社会福祉援助技術現場実習	読替通知の範囲
13 社会福祉援助技術現場実習指導	履修	社会福祉援助技術現場実習指導	読替通知の範囲
14 心理学	履修	臨床心理学, 発達心理学	読替通知の範囲
15 社会学	履修		
16 法学	履修		
17 医学一般	履修		
18 介護概論	履修		

(注) 1 「履修状況」欄は、履修した（履修する見込みを含む。）科目の「履修」の文字を○で囲んでください。
履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。
2 上記指定科目の「5」及び「10」については、それぞれいずれか1科目を履修すればよい。

社会福祉援助技術現場実習における実習施設

施設（機関）名	厚生社
施設（機関）種類	特別養護老人ホーム
実 習 期 間	平成16年8月3日から平成16年9月12日まで
実習延時間数	220 時間

上記の者は、大学等において、上記指定科目を
修めて卒業したことを証明します
修めて卒業する見込みである
いずれか該当する方にチェックしてください。

平成18年9月25日

所在地 東京都渋谷区渋谷1-5-6

大学等名 渋谷福祉短期大学

大学等代表者氏名 学長 渋谷太郎

渋谷福祉
短期大学
学長之印

② 「生年月日」欄の年号は、必ず元号を使用してください。（西暦不可）

④ 「卒業（見込）年月」欄は、年度ではなく、卒業した（又は卒業見込みの）年月を記入してください。（例えば、来春卒業する者は「平成19年3月」（卒業見込）となります。）また、年号は、必ず元号を使用してください。（西暦不可）

⑥ 「大学等において指定科目を読替えている開講科目名」欄は、各大学等において開講している科目の名称等が「指定科目」と異なる場合は、その開講科目名を必ず記入してください。「指定科目」一科目に対して複数の開講科目で読替えている場合、必ず対応する科目の枠内に記入してください。開講科目名が「指定科目」と同一である場合は、この欄には何も記入しないでください。

なお、開講科目名が異なる場合は、厚生労働省の読替通知「指定科目、基礎科目の読替える範囲」に定められている科目名と、大学等が個別に厚生労働省の読替え認定を受けた科目名に限りです。これ以外の場合で、開講科目名が、指定科目と一文字でも異なる場合は、厚生労働省から個別に科目の読替え認定手続きを行う必要がありますので十分注意してください。

⑦ 「読替認定年月日及び番号」欄は、各大学等において、個別に読替え認定を受けた科目について、その「読替認定通知の日付け及び文書番号」を必ず記入してください。

厚生労働省の読替通知の範囲内の科目名であれば、「読替通知の範囲」と記入してください。

⑨ 証明事項の「☐修めて卒業した」「☐修めて卒業する見込みである」は、いずれか該当する方に必ず√点でチェックしてください。

※ 証明権限を有する学校長等の印を押印してください。

一級建築士の受験資格に係る教育課程認定の運用基準(平成 15 年 4 月改訂)

審査においては以下の基本的な要件を満たすことを総合的に確認することとし、教育課程のカリキュラム、授業時間数、専任教員に係る詳細は別紙の運用細則に基づいて認定する。

- ①当該課程の授業科目に対応した適切な授業内容、授業時間数、専任教員等を有し、それらが継続的に維持されること。
- ②建築士法施行規則第 11 条第 3 項に掲げる必要な知識を習得するための科目を網羅しており、教育課程の教育上の目的に応じて体系的に編成されていること。
建築計画、環境工学、建築設備（設備機器の概要を含む。）、構造力学、建築一般構造、建築材料、建築施工、建築積算、建築法規 等
- ③構造力学、設計製図、建築材料実験（又は測量実習）を必修科目としており、それらに対応する専用の製図室及び材料実験装置等を有すること。
- ④専任教員の専門分野に偏りが無いこと。（建築計画、環境工学、建築設備、構造力学、建築一般構造、建築材料、建築材料実験又は測量実習、設計演習のそれぞれを担当する専任教員を適切に設置すること。）

教育課程認定の運用細則

1. 入学資格 (専修学校の場合)
学校教育法による高等学校又は旧中学校令 (昭和 18 年勅令第 36 号) による中等学校を卒業した者
2. 卒業要件となる専門科目の単位数
大学 : 65 単位以上
専修学校 : 60 単位以上
※専修学校で単位制を取っていない課程は、1 単位＝25 実時間として換算すること。
3. 講師以上 (教授、助教授、専任講師等) で申請課程所属の専任教員
・ 専任教員の数
5 名以上 (ただし、十分に余裕を持った数とすること。また、一級建築士を含むことが望ましい。)
・ 専任教員 1 人当たりの学生数
30 人以下が望ましい。
4. 専任教員の資格
給与月額が 14 万円以上であり、かつ次の各号のいずれかに該当する者
一 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) による大学 (短期大学を除く。) 又は旧大学令 (大正 7 年勅令第 388 号) による大学を卒業した後、教育等に関して 5 年以上の実務の経験を有する者
二 高等学校及び専門学校 (旧高等学校令 (大正 7 年勅令第 389 号) による高等学校及び旧専門学校令 (明治 36 年勅令第 61 号) による専門学校をいう。) を卒業した後、教育等に関して 10 年以上の実務の経験を有する者
三 一級建築士であり、かつ教育等に関して 5 年以上の実務の経験を有する者

5. 授業科目

〔別表〕に示す授業科目を標準とし、〔参考〕に示す受験資格に係る教育課程のカリキュラム構成の現状等を踏まえ、教育課程の教育上の目的に応じて総合的に判断する。

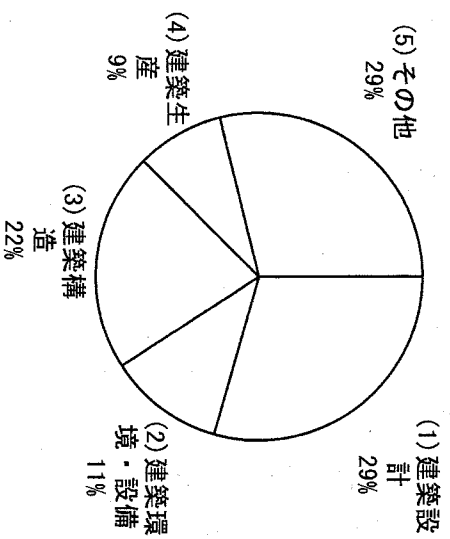
〔別表〕 授業科目

大分類	小分類	標準的な授業内容
建築設計・計画	建築計画	単体建物や空間の計画のもとになる人間の行動や意識と空間との相互作用に関するもの (例：建築計画、住宅計画、都市計画 等)
	設計製図	建築物及び工作物等を製作したり施工したりするために、その形態、材料、構造などを決め、図面などに表示する演習等 ※戸建住宅、集合住宅（中・高層以上）、非木造の特殊建築物（事務所、図書館、劇場等）の設計製図は必修とすること。 (上記必修以外の例：複合建築物の設計製図 等)
建築環境・設備	環境工学	建築等の環境において人体の健康に及ぼす影響を考察するもの (例：音環境、光環境、熱環境、空気環境 等)
	建築設備	建築等に設けられる各種の環境形成・維持システムや、各種の利便設備、安全設備及びそれらを運転するために必要なエネルギー供給設備に関するもの (例：空調設備、換気設備、給排水設備、電気設備 等)
建築構造	構造力学	構造物の応力や変形を求める構造計算の基礎理論 ※材料力学、静定構造の弾性解析、不静定構造の弾性解析は必修とすること。 (上記必修以外の例：骨組の弾性解析、振動学 等)
	建築一般構造	一般に建築物等を実態的に構築する方法に関するもの (例：木質構造、鉄筋コンクリート構造、鋼構造、鉄骨鉄筋コンクリート構造 等)
建築生産	建築材料	建築物及び工作物等に使用される材料及び仮設材に関するもの (例：木材、コンクリート、鉄筋コンクリート、鉄骨の性質 等)
	建築施工	建築又は建設の工事の実施に関するもの (例：建築施工 等)
	建築積算	建築等の工事において設計図書などから工事費等を予測する作業に関するもの (例：建築積算 等)
	建築材料実験	建築物及び工作物等に使用される材料及び仮設材の特性等を理解するために行う実験等 ※材料系実験、構造系実験、環境工学系実験等のいずれかを必修とすること。
その他	建築法規	建築物等に関する基準などを定めた法律及び命令に関するもの (例：建築基準法、建築基準関係規定 等)
	測量実習	土地及びそれに付随するものの形や大きさの計測に関する実習等 (例：測量実習 等)
	その他	その他 (例：日本建築史、世界建築史 等)

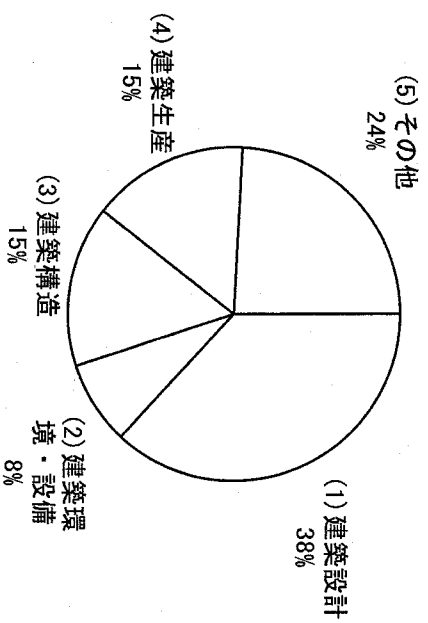
【参考】 大学（建築）及び専修学校（２年制）におけるカリキュラム構成比率の現状
 [平成 14 年度アンケート調査より]

1. 提供単位数（必修を含む。）

①大学（建築）

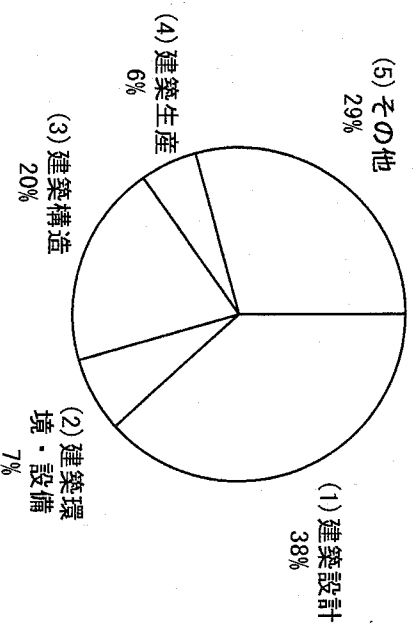


②専修学校（２年制）

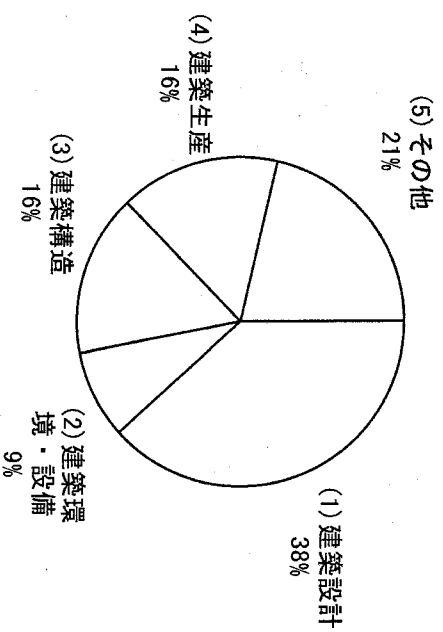


2. 必修単位数

①大学（建築）



②専修学校（２年制）



建築に関する実務の経験について

一級建築士試験における「建築に関する実務の経験」については、以下の実務について認められている。

(1)「建築に関する実務の経験」として認められるもの

- ・設計事務所、建設会社等での建築物の設計・工事監理・施工管理
- ・官公庁での建築行政、営繕
- ・大学・研究所・工業高校等での建築に関する研究、教育
- ・建築(工)学関係大学院での建築に関する研究(課程修了者、具体的な研究テーマの明示が必要です。)

(2) 一部が「建築に関する実務の経験」として認められるもの

建築工事を一部含む土木工事等(純粋に建築に関するものの比率を乗じて計算します。)一定期間建築以外の業務を含んでいる場合(建築以外の業務の期間を除いた期間の明示が必要です。)

(3)「建築に関する実務の経験」として認められないもの

単なる建築労務者としての業務(土工、設計事務所写真図のみに従事していた場合等)

(注) 建築に関する実務の経験は、建築に関する知識及び技能の養成に有効と認められるものとし、建築に関する業務であっても、建築物全体との関連が少なく建築に関する知識及び技能の必要性が少ない業務、建築に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等は含まないものとします。

他の登録講習制度の例

法律	機関名	講習の内容	登録している法人
船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和26年法律第149号)	登録小型船舶操縦教習機関 登録海技免許講習機関	小旗船舶操縦免許試験一部免除のための講習 海技免許を取得するための講習	(財)日本船舶職員養成協会 等 (財)日本船舶職員養成協会 等
住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号)	登録講習機関	登録住宅性能評価機関の性能評価員になるための講習	(財)住宅リフォーム紛争・処理支援センター 有限責任中間法人警備員特別講習事業センター
警備業法 (昭和47年法律第107号)	登録講習会 実施機関	警備員等に対する能力検定一部免除のための講習会	(株)総合資格 (財)全国建設研修センター 等
建設業法 (昭和24年法律第100号)	登録講習機関	監理技術者になるための講習	(株)総合資格 (財)全国建設研修センター 等
宅地建物取引業法 (昭和27法律第176号)	登録講習機関	宅建主任者試験一部免除のための講習	(株)日建学院 (株)総合資格 等
マンションの管理の適正化の推進に関する法律 (平成12年法律第149号)	登録講習機関	マンション管理士の定期講習	(財)マンション管理センター
旅行業法 (昭和27年法律第239号)	登録研修機関	旅行業務管理主任者になるための研修	(社)日本旅行業協会 等
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号)	登録研修を実施する者	精神保健指定医になるための研修	(社)日本精神科病院協会 (社)全国自治体病院協議会
建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和45年法律第20号)	登録講習会 者	建築物環境衛生管理技術者になるための講習	(財)ビル管理教育センター
労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)	登録教習機関	作業主任者等になるための講習	各都道府県の(社)労働基準協会連合会
作業環境測定法 (昭和50年法律第28号)	登録講習・研修機関	作業環境測定士になるための講習	(社)日本アイソトープ協会 (社)日本作業環境測定協会 等
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (昭和32年法律第167号)	登録資格講習機関	放射線取扱主任者になるための講習	(社)日本アイソトープ協会 (社)日本放射線技師会 等

他の登録講習における参照条文

■住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 (平成十二年三月三十一日建設省令第二十号)

(講習の業務の実施基準)

第三十条 法第二十五条第二項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 講習を毎年一回以上行うこと。
- 二 講習は講義及び修了審査により行い、講習時間の合計はおおむね二十七時間とし、講習科目ごとの講習時間は国土交通大臣が定める時間とすること。
- 三 講習科目に応じ国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いること。
- 四 講師は講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
- 五 修了審査は、講義の終了後に行い、評価員として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであること。
- 六 講習の課程を修了した者（以下この節において「講習修了者」という。）に対して、別記第三十三号様式の修了証（以下この節において単に「修了証」という。）を交付すること。
- 七 不正な受講を防止するための措置を講じること。
- 八 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が登録講習機関として行う講習である旨を公示すること。
- 九 講習の業務以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が登録講習機関として行う講習の業務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

(講習業務規程)

- 第三十一条 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十六条第一項 前段の規定により講習業務規程の届出をしようとするときは、別記第三十四号様式の登録講習機関講習業務規程届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 2 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十六条第一項後段の規定により講習業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記第三十五号様式の登録講習機関講習業務規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 3 法第二十五条第二項において準用する法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 講習の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 講習の業務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項
- 三 講習の実施に係る公示の方法に関する事項
- 四 講習の受講の申請に関する事項
- 五 講習の業務の実施の方法に関する事項
- 六 講習の内容及び時間に関する事項
- 七 講習に用いる教材に関する事項

- 八 修了考査の方法に関する事項
- 九 修了証の交付に関する事項
- 十 講習の業務に関する料金及びその収納の方法に関する事項
- 十一 第三十四条第三項に規定する帳簿その他の講習の業務に関する書類の管理に関する事項
- 十二 財務諸表等（法第二十五条第二項において準用する法第十八条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この号において同じ。）の備付け及び財務諸表等に係る法第二十五条第二項において準用する法第十八条第二項 各号に掲げる請求の受付に関する事項
- 十三 講習の業務に関する公正の確保に関する事項
- 十四 その他講習の業務の実施に関し必要な事項
- 4 登録講習機関は、講習業務規程を講習の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

■建設業法施行規則（昭和二十四年七月二十八日建設省令第十四号）

（講習の実施基準）

第十七条の六 法第二十六条の八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 講習は、講義及び試験により行うものであること。
- 二 受講者があらかじめ受講を申請した者本人であることを確認すること。
- 三 講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

	科目	内容	時間
(一)	建設工事に関する法律制度	イ 法及び法に基づく命令並びに関係法令等 ロ 建設工事の適正な施工に係る施策	一・五時間
(二)	建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理	イ 建設工事の施工計画の作成に関する事項 ロ 工程管理に関する事項 ハ 品質管理に関する事項 ニ 安全管理に関する事項	二・五時間
(三)	建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法	イ 最新の材料及び資機材の特性に関する事項 ロ 施工の合理化に係る方法に関する事項 ハ 材料、資機材及び施工方法に係る技術基準に関する事項 ニ その他材料、資機材及び施工方法に関する必要な事項	二時間

備考 (二) 及び (三) に掲げる科目は、最新の事例を用いて講習を行うこと。

- 四 前号の表の上欄に掲げる科目及び同表の中欄に掲げる内容に応じ、教本等必要な教材を用いて実施されること。
- 五 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
- 六 試験は、受講者が講義の内容を十分に理解しているかどうか的確に把握できるものであること。
- 七 講習の課程を修了した者（以下「修了者」という。）に対して、別記様式第二十五号の三による修了証を交付すること。
- 八 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が国土交通大臣の登録を受けた講習である旨を公示すること。
- 九 講習以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が国土交通大臣の登録を受けた講習であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

（講習規程の記載事項）

第十七条の七 法第二十六条の十第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 講習に係る業務（以下「講習業務」という。）を行う時間及び休日に関する事項
- 二 講習業務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項
- 三 講習の実施に係る公示の方法に関する事項
- 四 講習の受講の申請に関する事項
- 五 講習の実施方法に関する事項
- 六 講習の内容及び時間に関する事項
- 七 講義に用いる教材に関する事項
- 八 試験の方法に関する事項
- 九 修了証の交付に関する事項
- 十 講習に関する料金の額及びその収納の方法に関する事項
- 十一 第十七条の十一第三項の帳簿その他の講習業務に関する書類の管理に関する事項
- 十二 その他講習業務の実施に関し必要な事項

■ マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則
（平成十三年七月十九日国土交通省令第百十号）

（登録講習事務の実施基準）

第四十二条の四 法第四十一条の六の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 登録講習を毎年一回以上行うこと。
- 二 登録講習は講義により行い、講義時間の合計はおおむね六時間とし、登録講習科目ごとの講義時間は国土交通大臣が定める時間とすること。
- 三 登録講習科目に応じ国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材（以下この節において「登録講習教材」という。）を用いること。

- 四 登録講習講師は講義の内容に関する受講者の質問に対し、登録講習中に適切に応答すること。
- 五 登録講習の課程を修了した者（以下この節において「登録講習修了者」という。）に対して、別記様式第十号の二による修了証（以下この節において単に「修了証」という。）を交付すること。
- 六 不正な受講を防止するための措置を講じること。
- 七 登録講習を実施する日時、場所その他登録講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が登録講習である旨を公示すること。
- 八 登録講習事務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が登録講習事務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

（講習事務規程の記載事項）

第四十二条の六 法第四十一条の八第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録講習事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録講習事務を行う事務所及び登録講習の実施場所に関する事項
- 三 登録講習の実施に係る公示の方法に関する事項
- 四 登録講習の受講の申込みに関する事項
- 五 登録講習の実施方法に関する事項
- 六 登録講習に関する料金の額及びその収納方法に関する事項
- 七 登録講習の内容及び時間に関する事項
- 八 登録講習に用いる登録講習教材に関する事項
- 九 修了証の交付に関する事項
- 十 第四十二条の十第三項の帳簿その他の登録講習事務に関する書類の管理に関する事項
- 十一 不正受講者の処分に関する事項
- 十二 その他登録講習事務の実施に関し必要な事項

■宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年七月二十二日建設省令第十二号）

（登録講習業務の実施基準）

第十条の五 法第十七条の七の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 宅地建物取引業に従事する者に対して、登録講習を行うこと。
- 二 登録講習を毎年一回以上行うこと。
- 三 登録講習は講義により行い、講義時間の合計はおおむね五十時間とし、登録講習科目ごとの講義時間は国土交通大臣が定める時間とすること。ただし、国土交通大臣の定めるところにより登録講習の一部を通信の方法により行う場合はこの限りでない。
- 四 登録講習科目に応じ国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材（以下「登録講習教材」という。）を用いること。
- 五 登録講習講師は登録講習の内容に関する受講者の質問に対し、登録講習中に適切に応答すること。

- 六 国土交通大臣の定めるところにより登録講習修了試験を行い、当該試験に合格した者（以下「登録講習修了者」という。）に対して、別記様式第三号の七の登録講習修了者証明書（以下「証明書」という。）を交付すること。
- 七 不正な受講を防止するための措置を講じること。
- 八 登録講習を実施する日時、場所その他登録講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が登録講習である旨を公示すること。
- 九 登録講習業務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が登録講習業務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

（講習業務規程の記載事項）

第十条の七 法第十七条の九第二項 の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録講習業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録講習業務を行う事務所及び講義実施場所に関する事項
- 三 登録講習の実施に係る公示の方法に関する事項
- 四 登録講習の受講の申請に関する事項
- 五 登録講習の実施方法に関する事項
- 六 登録講習に関する料金の額及びその収納方法に関する事項
- 七 登録講習の内容及び時間に関する事項
- 八 登録講習教材に関する事項
- 九 登録講習修了試験の実施方法
- 十 証明書の交付に関する事項
- 十一 登録講習業務に関する秘密の保持に関する事項
- 十二 第十条の十一第三項の帳簿その他の登録講習業務に関する書類の管理に関する事項
- 十三 不正受講者の処分に関する事項
- 十四 その他登録講習業務の実施に関し必要な事項